

平成 27 年 決算審査特別委員会(建設文教分科会)

- 1 開催期日 平成 27 年 10 月 19 日(月) 午前 10 時 00 分から午後 3 時 28 分
- 2 開催場所 本庁舎 3 階本会議場
- 3 出席委員 大迫委員長、山本副委員長、島崎委員、稲田委員、尾崎委員、鶴谷委員、國枝委員、
- 4 欠席委員 なし
- 5 委員外議員 なし
- 6 傍聴委員 滝決算審査特別委員会委員長、橋本委員、板垣委員、木村委員、川崎委員、坂本委員、田辺委員、永井委員、藤田委員
- 7 市側出席者

【建設部】

建設部長	村上 清志	庶務課長	池野 政敏
都市整備課長	駒形 智	建築課長	中島 秀男
土木事務所長	新田 邦広	用地補償・地籍担当主査	武田 昭彦
渉外・治水担当主査	菊地 徳久	道路・河川担当主査	中垣 和彦
道路・河川担当主査	北口 馨	街路・公園・区画担当主査	柄澤 佳宏
街路・公園・区画担当主査	佐々木克彦	緑化推進担当主査	小松 輝久
建築工事担当主査	嘉屋 康夫	建築工事担当主査	牛島 裕幸
建築指導担当主査	原田 昭彦	住宅管理担当主査	林 正明
河川担当主査	松本 直樹	道路担当主査	藤本 正志
除雪担当主査	相花 悟	管理担当主査	吉川 進

【経済部】

経済部長	藤木 幹久	経済部次長	斎藤 秀樹
農政課長	砂金 和英	商業労働課長	吉田 智樹
企業立地推進室工業振興課長	佐々木 伸	農業振興・農畜産担当主査	池田 栄一
農地保全・林務担当主査	山田 孝博	商業・消費・観光担当主査	宮本 大介
雇用・労働担当主査	山田 基	総務・業務担当主査	庄司 直義

総務・業務担当主査 菊地 徳久

【水道部】

水道部長	藤嶋 亮典	業務課長	遠藤 智
水道施設課長	橋本 洋二	下水道課長	藤縄 憲通
下水処理センター長	平川 一省	庶務担当主査	佐々木保彰
給水担当主査	吉岡 亮	料金担当主査	松岡 則行
工事担当主査	野尻 敬	管理担当主査	橋本 義公
事務担当主査	木村 公也	管理担当主査	藤本 悟
複合施設担当主査	横尾 昌幸	複合施設担当主査	鎌田 憲昭
施設担当主査	森田 寿雄		

【教育部】

教育部長	水口 真	教育部次長	櫻井 芳信
教育部次長	鹿野 秀一	学校教育課長	櫻井 洋史
社会教育課長	棚田 吉浩	文化課長	丸毛 直樹
エコミュージアムセンター長	小島 晶	学校給食センター長	川口 弘恭
青少年担当主査	齊藤 洋平		

8 事務局

議会議務局次長	千葉 めぐみ	書記	阿部 千明
書記	永澤 るみ子		

9 傍聴者 なし

議事の経過

大迫委員長

おはようございます。

ただいまから決算審査特別委員会建設文教分科会を開会いたします。

本分科会の日程はすでに各委員に配付の審査方法等協議資料のとおりであります。

各委員のご協力をいただき日程どおり審査を進めたいと思いますのでよろしく願いいたします。

次に質疑の回数についてであります。回数に制限はございませんが一括して簡潔に質疑されますようお願いいたします。また、答弁者におかれましても、簡潔に答弁されるよ

うお願いいたします。

なお、傍聴の取り扱いについては、申し合わせにより許可したいと思います。

それでは、議案第 15 号 平成 26 年度北広島市各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

初めに、一般会計のうち農林水産業費の質疑を行います。

質疑のある方。山本委員。

山本委員

山本です。おはようございます。まず最初に決算書 172 ページ辺りだと思うんですけど、具体的な事業名としては複数あるので、一括して遊休農地対策ということで質問させていただきたいと思います。北広島で農業が行われている農地のうち使われてない遊休農地というのがどれくらいあるのか。遊休農地についてもいろいろランク付けがあると思うんですけども、そこら辺のところの実態と、それから遊休農地の有効活用や流動化に対する現状の対策、そういうものがどういうふうになっているのかということをお聞きしたいと思います。

2 点目はそれに関連して認定市民農園としてその農地を活用している事例が 7 カ所あると思うんですけども、どのような手続・資格で認定されているのか。認定されるとどのような効果があるのか。また、利用実績はどうなのかということをお聞きしたいと思います。

3 点目は主な成果報告書の中には 44 ページに書いてありまして、実際には予算事業としてはなっていないんですけども、菜園パーク促進事業というのがあります。過去の実績を見ますと、相談が 2 件ということで開設が 1 件となっておりますが、それに対する評価と、一般農業者の市民へのその農園の貸し出しの実態はどうなっているのかを把握されているのであれば教えていただきたいと思います。

それから四つ目は野菜づくり講座の事業で、決算書の 173 ページで成果報告では 43 ページに載っております。受講者の募集が 20 名になっておりますが、平成 26 年度は 15 名ということで、受講者の定員に過去 3 年間行ってもなかなか増えていないという状況に対する評価ですとか、受講者の構成、そこら辺を教えていただきたいと思います。以上です。

二つ目に、グリーンツーリズムの推進事業、決算書の 175 ページ、事業成果報告の 44 ページに載っております。交流農園マップづくりとかをやられているということですが、それ以外に個別事業者の魅力やエルフィンロード、トリムコース、散策コースなどさまざまな PR の方法があると思うんですけども、今までの取り組みと今後の PR の方向について教えていただければと思います。それからグリーンツーリズムの関係者による連携事業というものが入っておりますが、具体的にどのような連携がされているのかをお聞きしたいと思います。

それから次に、これも予算事業としてはないんですが、成果報告書の 45 ページに載っております、北広島クラスター構想事業というものがございます。さまざまな企業間連携を

行っていくという事業ですが、企業等への意向調査の結果はどのようなものだったのか、調査結果の資料の内容と、それを踏まえて今後どういうふうに取り組んでいくのかをお聞きしたいと思います。

それから林業費、決算書の 177 ページ、事業報告では 38 ページにございますが、森林ボランティア支援事業がありますが、ボランティアの参加しているグループ数ですとか、ボランティア人数の推移を教えてくださいと思います。以上です。

大迫委員長

砂金農政課長。

砂金農政課長

まず 1 点目の遊休農地の関係ですが、現在北広島市における遊休農地については、平成 26 年度末で 60.2 ヘクタールになっています。平成 25 年度においては、76.2 ヘクタール。平成 24 年度は 91.9 ヘクタールとなっていて、遊休農地は減ってきているというような結果になっています。この遊休農地については、平成 20 年度から国のほうで全国の各自治体に調査するよというということで取り組みが始まっており、北広島市においては耕作放棄地対策協議会、これは市と JA 道央、それから道央農業振興公社、そういった農業関係団体・機関が集まり、どういった形で遊休農地を活用できるかということ、それから農業者向けの情報提供、近年には農地中間管理機構が全国の都道府県に設けられて、そこへ農地を集積して貸借を仲介していただくということで、遊休農地の解消に努めています。それから、遊休農地の対策ですが、耕作放棄地の再生に向けて国が補助制度を設けており、再生利用交付金と言っております。北広島市においては、平成 27 年度活用するというで現在取り組みをしているところであります。それから、北広島市独自の対策ですが、3 年以上遊休農地になっているところに関しては、市の単費を入れるということで、助成事業も設けているところではあります。

次に認定市民農園の関係ですが、認定市民農園については、現在 7 カ所あり、平成 26 年度末においては、6 園で、764 区画。契約数では、約 600 契約でした。およそ 78% の契約率になっています。平成 25 年においては、653 契約で 85% の契約率になっています。認定市民農園は、市民農園整備促進法に基づく設立となっており、市民農園の設立の方法としては 3 種類あります。まず、今申し上げた、市民農園整備促進法に基づくもの。それから、特定農地貸付法に基づくもの。それから、法律に基づかず、農業者もしくは土地の所有者が任意で開設して農園利用方式でやっている、3 種類になっています。北広島市の現在 7 カ所ある認定市民農園については、すべて市民農園整備促進法に基づくものです。この設立の方法ですが、各自治体が市民農園の整備をする区域というものを定めて、それを北海道と協議して、それぞれ個別に認定を受けるというものになっています。農業者もしくは土地の所有者が設立をしたいということで申し出を受けて、市がその定められた区域の中で

認定ができるというようになっています。この認定を受けると、市のほうで周知をするという広報活動ができます。北広島市としてはグリーンツーリズムを推進する立場で市民農園の開設に必要な、例えば物置ですとか、看板ですとか、そういった設備投資が要りますので、その3分の1を助成する補助制度を設けています。農園利用方式というのは、法律に基づかないものです。これはどういったものかといいますと、農園利用方式というように、あくまでも農作業の体験をするということになりますので、市民農園整備促進法ですとか特定農地貸付法によるものとは違い、農地そのものを貸付をするのではなくて、農業体験をしてもらうというものになります。あくまでも農地の賃貸借等は発生しないので、部分的な畑をおこすとか、収穫をするとか、そういった農作業体験してもらうというものになります。収穫物は、あくまでも農業者もしくは土地の利用者に帰属をし、最終的に「ご苦労さん」というようなことで、体験者に渡すことが多いと思っておりますが、そのような内容になっています。平成25年に調査をしまして、10カ所を把握し、235区画あると捉えています。現在若干増えているかもしれませんが、捉えているものについては以上です。

次に、菜園パークについては、市民農園の設立を支援するというもので、平成26年まで実際にはなかったということですが、相談が数件あり、その相談から平成27年の設立1件に結びついています。

次に、野菜づくり講座については20名ということで募集をしています。この20名というのは、市民の農業体験を余暇に生かしていただくということで、グリーンツーリズムに取り組んでいる内容ですが、市の講座を運営する能力を考えますと、大体これが適正な規模ということで、20名で募集をしているところです。現在、平成26年から農業改良普及センターの普及員のOBの皆さんにも実際の農園の中での指導もお願いしております。募集20名ですけれども、過去3年程度見ますと、募集に対して70%から90%の応募ですから、おおむね適正な部分ではないかと思っております。男女比は、おおむね同数、50%程度となっています。それから、60歳以上の方が7割を占めており、余暇活動の時間を十分持てる皆様に参加していると判断をしています。参加した方から最終的に年度末にアンケートをとってありますが、「基本を学べて良かった」、「今後の家庭菜園に生かしたい」、「市内の農業を知ることができた」など、丁度良い内容だったということで、おおむね適正と、評価をいただいていると考えています。なお、市の講座については、年間十数回、春から秋まで実施しております。最近生涯学習の団体など年間1、2回講座をやっているところも増えてきており、私どもは土起こしから植え、草刈り最終的な収穫まで年間通して十数回やっていて、余暇活動の充実に充てていただいていますし、農業へのよき理解者ということでの農業の応援団を増やしたいと考えているところです。今後、市内の生涯学習団体などの動きもありますので、さまざまな動きを把握しながら、適正な事業の執行に努めたいと考えているところです。

次に、グリーンツーリズムの推進の事業ということで、その中の交流農園マップの部分

の質問についてですが、交流農園マップは、市内全戸配布をしているところです。この交流農園マップには、エルフィンロード等掲示をしていますけれども、北広島市のホームページにエルフィンロードの掲示もありますし、トリムコース、散策コースもそれぞれホームページの所管する課の中で表示をしています。私どもも、交流農園マップとの連携もあり、今後よりよい施設の利用を考える中で、こういった載せ方がいいのか検討していきたいと考えています。

次に、グリーンツーリズムの関係者との連携ということでも、現在連携をしているところは、いちごの生産者の皆さんのいちご生産者協議会があります。グリーンツーリズムの関係者では、このいちご生産者協議会以外には連絡協議会というものはありません。この、いちご生産者協議会の活動は、農園の運営ルールですとか農園の開設時期、PRの方法など、よりよい取り組みをしようということで、検討をしてイチゴ狩りなど協議会の活動を進めているところです。市が関わる部分での連携ということでは、市で行われているイベント等での参加者への農産物の配付やマップの配布をするほか、北広島市内の非常に大きな交流人口ということを考え、三井アウトレット、新千歳空港、空港周辺のレンタカー会社、それから転入者の転入届の際に、PRということでも交流農園マップの配布をして、市としても連携をしながらグリーンツーリズムの活動を支援しているところです。

次に、北広島クラスターについては、平成26年に商工会を通じて、会員事業社730社に意向調査をしたところです。これは、平成18年にクラスター構想ということで調査をして、どのような事業ができるのかということで検討を進めてきたところですが、なかなかクラスターの取り組みができなかったということもあり、改めて平成26年に意向調査をしたところです。回答については、FAXやインターネットを活用し、回答があったのが26社。回答率は3.56%でした。どのようなことを取り組みたいですとか、関心があるかといった内容でアンケートをしたわけですが、3.56%という低い回答でしたが、実際に検討しているというのはほとんどなかったということもあり、クラスターとしては今後予算を伴う事業は検討できないのではないかと結論付けています。なお、今後は経済部の農政課として、クラスター事業を所管していた関係もありますので、いろいろな相談があった場合は窓口になりたいと考えており、その相談の内容によって、それぞれの所管する部局に調整を図っていくということで、取り組んでいきたいと考えています。

次に林業の森林ボランティアの関係ですが、現在森林ボランティアは、NPO法人北広島森林ボランティアメイプルが活動しているところです。その他にも活動があると聞くことがありますが、大きな活動をしているのはこの1法人と捉えています。人数では、平成26年では会員が30名。そのほか賛助会員が数名、平成25年、24年も約30名で推移していると捉えております。活動は、森林保全や植林の活動、森林資源の利活用の調査研究ですとか、森林体験学習ということで緑陽中学校、札幌南高の活動に支援をしているほか、森林ふれあいのガイドとボランティアの人材育成などについて年間延べ700人余りが活動していると聞いています。

大迫委員長

山本委員。

山本委員

遊休農地の関係ですけれども、60ヘクタールということで、少しずつ減ってきていると思うんですけども、この60ヘクタールの遊休農地というのは、いわゆる輪作とかそういうことで一時的に農地として休ませているという農地ではなく、耕作放棄地という形での理解でいいかということと、現状としてはどのような農地の現状になっているのかということをお教えいただきたい。

二つ目は、60ヘクタールまで減ってきている農地の利活用の具体的な事例などがわかれば、教えていただきたいと思います。

三つ目は、遊休農地の活用としてさまざまな施策というものがされてると思うんですけども、これから家庭菜園やグリーンツーリズム、都市近郊でありながら豊かな農地のある北広島の魅力を発揮してその北広島に来ていただく資源として、この遊休農地というのは非常に効果があるのではないかと思います。そういう意味では農地の現状にもよりますけれども、農地として復活させて農業者として事業を行うということも大事でしょうけども、そういうことにはなかなかなりづらい。これまでずっと遊休農地として放置されてきた農地については、むしろ全く違う観点からの農地の活用というのも考えていくべきではないかなと思います。そういう意味ではNPO団体ですとか、さまざまな一般市民が作っている市民農園の同好会ですとか、障がい者団体ですとか、さまざまな団体がそういうところを、農地から外れてはあれですけども、耕作しないけれども、その農地関連の形で活用するというのも考えていくべきではないかと思うんですけども、それについての考えをお聞かせいただければと思います。以上です。

大迫委員長

砂金農政課長。

砂金農政課長

耕作放棄地が休耕中といいますか、輪作体系に組み込まれていない農地かどうか、というご質問だったと思いますが、おっしゃられるように、休耕中もしくは輪作体系に組み込まれていない農地については、農地として利用されている農地ですから、耕作放棄地には当たらないということで判断をしているところです。耕作放棄地の定義は、1年以上耕作をしていない、今後も耕作の見込みがない農地と定義しています。

それから、耕作放棄地が減ってきているということで、どのように活用しているかという事例ですが、数字が手元がないので申し訳ありませんが、農地として復元をされて利用されているもの、これは農家の方が軽度な草刈りなどですぐ対応できるものということで、

農地として活用されて耕作放棄地が解消された例もありますし、荒廃の程度がかなり進んでいるということで、農地ではないと最終的に農業委員会が現地を確認して判断した例もいくつかあります。そのようなことで全体としては耕作放棄地が減ってきているというような状況になっています。今後は荒廃の程度が進んでいる農地が非常に多くなってきますので、なかなか農地として利用するのは厳しい状況ではないかと考えているところです。

耕作放棄地の活用ということですが、例えば障がい者団体ですとか NPO 法人等のことも想定してお話をいただいたと思いますが、現在の農地法では、NPO 法人や株式会社の参入が厳しいといわれている中で、法改正が最近進んでいまして、農業に責任者を設けることで、株式会社ですとか、NPO 法人が参入しやすくなってきているところです。そのようなところから、法人の農業に携わる責任者を一名置いて、直接農業に従事するといった要件等もありますが、要件をクリアすれば、参入ができるようになってきているところです。なお、農業に携わってみたいということで、趣味的な利用に関しては、農地法では許可ができないものですから、先ほどからご質問ありました市民農園、こちらを活用していただくということになります。

大迫委員長

ほかにご質問ある方いらっしゃいますか。鶴谷委員。

鶴谷委員

まず、決算書の 173 ページ、報告書で 43 ページ、農業後継者等育成事業についてお伺いします。海外視察研修への奨励金交付の実績がありますが、何名が研修に行って、視察後、就農につながっていく後継者が育っているのかということをお伺いいたします。

次に、175 ページ、報告書 43 ページの食農教室事業についてお伺いします。事業評価書から、ちょっと読み取ったんですけども、参加者からも好評の様子ですが、開催時間や講義内容、参加者が参加する際の参加費など、具体的な内容についてお伺いします。

次に、177 ページ、報告書 38 ページの森林ボランティア支援事業についてお伺いします。活動団体などについては先ほど山本委員からも質問がありました。ほかに、活動中のボランティア活動に参加している方の活動中の事故やけがの場合の補償は、市としてどのように対応するようになっているのかお伺いします。

大迫委員長

砂金農政課長。

砂金農政課長

海外視察研修ですが、参加者は 1 名です。既に農業後継者として就農している方が行っ

ておりますので、十分今後の活動に結び付くものと考えています。

次に食農教室事業の参加者については、1人500円の参加費用と、そのほかに保険料となっております。

それから森林ボランティアについては、NPO法人ですので、法人としてのそういった事故対策をしていただいている認識をしています。

大迫委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

再質問いたします。食農教室事業について、今一度、事業の企画内容といいますか、講座の部分と、体験の部分があると評価書のほうにもありましたが、そのあたりもお伺いします。

大迫委員長

砂金農政課長。

砂金農政課長

実際の講座の内容でございますが、圃場での体験と、実際そこでとれる北広島産の農作物を利用した調理実習ということで、二つに分かれています。まず集合してもらい、当日の事業の内容の説明をし、圃場に赴き、イモ掘りですとか、とうきびの収穫体験、トマトのもぎ取り等をしまして、ものによっては試食をしてみるということで、実際スーパー等で買う野菜とはどう違うのかということなど、体験をしてもらい、そこで採れたものを一部活用しながら、広葉交流センター「いこ〜よ」で調理しました。昨年までは小学校の調理教室などを活用しながらピザを焼いたりですとか、実際に自分達で調理をして食べるという内容になっています。

大迫委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

参加料500円は一人当たりでしょうか。

大迫委員長

砂金農政課長。

砂金農政課長

参加料は親子参加で1名当たり500円だったかと思います。

大迫委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

ありがとうございました。こちらの教室、食農食育教室事業についてですが、資料にも目的として、健全な食により食と農業の関わりについて理解を得るための、ということで、児童とその保護者ということで掲載されています。これは今後の企画の際の情報としてなんですけども、食農共育（ともいく）講座という教育講座を東京のほうで、NPO法人CSまちデザインというところで運営している、とてもいい、食育に関する取り組みがされているところがあります。野菜を一つとりましても、その野菜を育てるにあたって必要な水ですとか肥料ですとか、その肥料を作るにあたって使われている肥料の材料、海外から輸入されているとしたらそれに伴う水のバーチャルウォーター、仮想水の移動のことですとか、具体的に地元のものを食べることと、輸入されてくる食べ物を食べることの物の移動をシミュレーションしまして、地元のものを食べることの意義を学ぶカリキュラムが行われております。参考にして、今後の企画に生かしていただけたらと思います。これは要望です。以上です。

大迫委員長

他に質問ある方いらっしゃいますか。

（「なし」と呼ぶものあり）

大迫委員長

以上で農林水産業費の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 10時37分

再 開 10時38分

大迫委員長

休憩を解き再開いたします。

次に、商工労働費の質疑を行います。

質問ある方いらっしゃいますか。稲田委員。

稲田委員

おはようございます。まず 45 ページ空き店舗利用促進事業についてお伺いします。それと 2 番目が、ページ 47 の都市型観光推進事業についてお伺いいたします。この 2 点です。

空き店舗利用促進事業ですけれどもこの事業は、何年ごろから始まりましたでしょうか。それから 2 番目、現状をお伺いいたします。3 番目、商工会に対して市が相当額を補助とありますが、これは家賃に対して何%としているのかその内容をお伺いいたします。次に、その定着率についてもお伺いいたします。空き店舗利用促進事業については、この 4 点をお伺いいたします。

それから、都市型観光推進事業については、こちらの 47 ページにウェブやパンフレットなどによる情報発信、食の販路拡大とありますが、この食の販路拡大とはなにか、具体的にお伺いいたします。それから、都市型観光推進協議会がございすけれども、この位置付け、そしてこの協議会の話がどのように成果が見られているか。この点をお伺いいたします。

大迫委員長

吉田商業労働課長。

吉田商業労働課長

空き店舗利用促進事業の開始年度ですが、平成 20 年度から事業を実施しているところですが。現在については、既存店は平成 20 年度以降、12 店舗が営業しているということになっています。定着率は 46.2%となっています。事業の実施主体は商工会であります。先ほど申しましたとおり、平成 20 年度から事業者に、空き店舗利用促進事業を活用していただいているわけですが、現在空き店舗は、88 店舗あると報告を受けています。助成の内容は 12 カ月間の店舗賃借料について、上限を月額 7 万 5 千円として、賃借料の 2 分の 1 の補助を行っているということになっています。

続きまして、都市型観光のご質問についてですが、都市型観光の情報発信の部分に関しては、パンフレットのインターネット等のウェブサイト掲載における情報発信、さらに食の部分については、「きたひろ農学校シリーズ」という形で、きたひろコロッケ、きたひろ春巻き等 6 品目ありますが、これらの開発、販路の拡大を行っているところです。また、今年度も参加しましたが、大通公園で行われているオータムフェスト、それから、ふるさと祭り等々でも参加していただいて販売し、販路拡大を目的として行っているところです。それから、都市型観光推進協議会についてですが、位置付けとしては、要綱を定めて、都市型観光推進協議会という形で設置をしているところです。この協議会については、宿泊施設、大型集客施設、ゴルフ場等、各業態から 10 名の委員で構成しています。昨年度 4 回実施し、都市部における観光のあり方、北広島の観光の可能性をワークショップ等を通して、自由にご意見をいただいているところです。今後については、北広島の魅力を十分に

生かした観光プランや、周遊プラン等を検討していただくことになっています。

大迫委員長

稲田委員。

稲田委員

ありがとうございます。定着率 46.2%という数字に本当に驚いてございます。それから 88 の空き店舗があるということで、やっぱり商いをするには、このまちは本当に難しいところなんだろうかという疑問を持ちましたけれども、市としましては、商工会に対しまして補助金を出した、ただ単なるその位置にあるんでしょうか。それともこの 46.2%、この問題に関してこの原因はどこにあるかという調査とか、商工会と一緒に調べたことがあるのでしょうか。本当に驚いて、単なる家賃援助では、大家さんの資金援助になるだけではないでしょうか。補助をしても、すぐにやめてしまってはどうしようもない、血税をドブに捨てているような、残念な気がいたします。商工会さんとの関わり方をお尋ねいたします。

次に都市型観光推進事業ですけれども、農学校シリーズでオータムフェストにも関わっていたということですが、その内容についてもお知らせください

大迫委員長

吉田商業労働課長。

吉田商業労働課長

この空き店舗の助成については、商工会を通して、この空き店舗で開業される皆さんに補助金として出させていただいているということになっています。この空き店舗に関しての商工会との連携については、我々としても、商工会との連携を取りながら、空き店舗を何とか埋めていこうという努力は、商工会とともにやっていくつもりですが、なかなか空き店舗については事業がしづらいというようなところもあるとお聞きしています。先ほど賃借料の 1 年分では足りないのではないかというご意見がありましたが、そこを利用して事業が軌道に乗るまでの 1 年間で、まずは助成をさせていただくという考え方です。今後、空き店舗については、商工会との連携を図りながら、そこに定着していただけるように、市としても寄り添いながら行っていきたいと思っています。

続いて食の部分に関してですが、オータムフェストは約 1 カ月間大通公園で開催されていて、今年は 1 期、2 期、3 期、4 期とだいたい 1 週間程度の単位で、4 期に分かれています。農学校シリーズについては、大曲にある株式会社見方で作っていることもありまして、北広島市として株式会社見方に、今年は 4 期出させていただいています。その中で、「きたひろ農学校シリーズ」のコロッケなども販売をしていただくなどが、26 年度行われているとい

うことです。

大迫委員長

稲田委員。

稲田委員

先ほどの商工会の補助金なんですけれども、例えば災害がありましたら、市の職員の方たちは、土木でも現場に向かわれますよね。私が要望したいのは、商工会との連携という点でどこに問題があるか、自分の足でやっぱりその現場を見ていただきたいということです。それとこのまちはどうも不動産の生産性、収益率が悪いということが、この原因の一つ。商店が長く続かない、つまり家賃が高いということです。この辺も商工会さんと一緒に取り組んでいただければと思いますけれども、その辺をなんとか商工会と連携してやっていただけないでしょうか。

それから、オータムフェストですけれども、これはとてもシティセールスをする上でとても大事な場所だと思います。例えばですね、赤毛米のこのまちなりのキャラクターがありますよね、なんといいましたっけ。まいピーちゃんが行くとか、やっぱり北広島ここにあり、というシティセールスの場に行かせていただきたいと思いますけれども、オータムフェスト、これにゆるキャラを出したり、北広島のシティセールスをやっていただけないでしょうか。

大迫委員長

吉田商業労働課長。

吉田商業労働課長

家賃の問題に関して、なかなか家賃の交渉というのは難しいところですけども、我々としては商工会とともに、空き店舗で開業されます皆さんに寄り添って対策をとっていきたいと思っています。具体的なことについては、踏み込めるところについては、研究していきたいと思っています。

続きまして、オータムフェスト等のシティセールスについてですが、これについては、オータムフェストに我々も現場に行き、観光パンフレットの配布、今企画のほうでやっていますシティセールス事業の、市を宣伝するティッシュの配布、そういったこともお店の前でやらせていただいています。多くの皆さんが来られるということで、今年も5千から6千ぐらいは配布できたのではないかと考えています。引き続きオータムフェスト等で北広島の宣伝も含め、シティセールスをやっていきたいと考えています。「まいピー」の活用については、会場内が狭いという問題もあり、他の出店への影響等ありますので、派遣についてこれからは現場とも調整しながら考えていきたいなと思っています。

大迫委員長

稲田委員。

稲田委員

ありがとうございました。まいピーの便せんだとか、いろいろキャラクターグッズがありますよね、これは要望なのですが、その時に販売もできたらと思います。どうもありがとうございます。

大迫委員長

ほかにご質問ある方いらっしゃいますか。山本委員。

山本委員

まず、先ほどと関連しますが、都市型の観光推進事業、決算書の 179 ページ成果報告の 47 ページですが、ここで、需用費と委託料というのが主な事業費となっているんですけども、この具体的な内容と主な契約の相手方、電通になっているんですけども、需用費と委託料との関係を教えていただきたいというのが 1 点です。

それから二つ目は、労働費の雇用対策事業ですけども、いくつか事業ございますけれども、一つは緊急雇用創出推進事業。決算書でいきますと 183 ページ。成果報告でいくと 47 ページから 48 ページにかけてですが、この緊急雇用推進事業の新規雇用助成事業による具体的な新規雇用者が、事業終了後現在も継続雇用されているのかどうか。また、継続雇用されているのであれば、常用雇用として継続されているのかどうか、お聞きします。

それから二つ目は同じく雇用対策事業の中で 47 ページの一番下段のところに、地域密着型サービス事業等重点整備促進事業というのがございますけれども、これは成果報告の 47 ページの備考を見ますと、新規雇用者はなく事業を廃止するというようになっておりますけれども、経過について教えていただきたいと思います。以上です。

大迫委員長

吉田商業労働課長。

吉田商業労働課長

都市型観光の需用費と委託費ですが、需用費に関しては観光パンフレットの印刷、委託に関してはウェブサイト、イベント等の観光情報の発信ということです。そのほか、中央バス車内での映像広告ですとか、マスコミ等への情報提供というようなことでの予算となっています。

緊急雇用の継続雇用についてのご質問ですけども、緊急雇用の継続については、事業終了後の追跡調査では、受託企業で正社員として再雇用になっている方が 2 名います。それ

から、受託企業と関連のない会社の長期パート、契約社員が 2 名となっています。また、若年の新規雇用助成事業における追跡調査においては、5 名とも継続雇用されていると伺っています。

3 点目の地域密着型サービス等重点整備事業の経過についてですが、平成 27 年の 1 月 28 日現在において、この事業の新規雇用に至らなかったということで、今後事業を継続し、失業者等を雇用した場合でも年内に人材育成に関する期間が取れないということもあり、事業の廃止に至ったという経緯です。

大迫委員長

山本委員。

山本委員

まず、都市型観光推進事業ですけれども、この需用費はパンフレット、委託料はウェブサイトの関係情報の提供ということなんですけれども、主な契約者が電通北海道となっておりますけれども、これについてはどこに絡んでいるのかというのを再度お聞きしたいと思います。

それから地域密着型サービス等重点促進事業が、結局、社会福祉法人北海長正会にお願いしたけれども、できなかったということなんでしょうか。そこら辺のところをなぜ、そういう原因になったのかということを再度詳しく教えていただければと思います。

大迫委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10 時 56 分

再 開 10 時 57 分

大迫委員長

休憩を解き再開いたします。

吉田課長。

吉田商業労働課長

まず 1 点目の電通の関係なんです、ウェブサイトのサーバ保守点検料で、電通にサーバの保守・点検の委託をしているというところになっています。

廃止に至った経過になりますが、これは事業者側の問題ということになりますけれども、就業者が札幌の新設の大型規模事業所に集まる傾向にあり、また、夜勤や早出を嫌う傾向が多かった。そういった要因から、就業者が集まりにくいというお話を伺っているところ

です。

大迫委員長

山本委員。

山本委員

まず電通の事業なんですけれども、これは委託で、サーバの点検ということなんですけれども、サーバの点検の内容であれば特に電通さんじゃなくてもいいような気がするんですよ。特にこういう事業については、地元の企業でできるところはないのかどうかをまず考えていただければと思います。市内にも IT 関連の事業者は少なくはないと思うんです。そういう意味では特に北海道の観光事業を発進していくウェブサイトであれば、いろいろ観光情報なども地元の事業者から、披露していただくという意味でも、地元の事業者をもっと活用すべきではないかと思うんですけれども、その点についてお伺いします。

それから地域密着型サービス等重点整備促進事業なんですけれども、経緯はわかりましたけれども、特に福祉事業との関連では、雇用対策をやっていくということで福祉サイドとの連携をもっと取っておくべきだったのではないかと思うんですけれども、結果的にこの事業はできませんでしたということで、不用額を大量に残すということは非常に事業として問題ではないかなと思うんです。けれども、そこら辺を教訓にして特に、福祉事業の雇用対策については福祉サイドともうちょっと連携を取って、十分雇用が図られるような取り組みを構築すべきではないかと思うんですけれども、その点についての見解をお伺いしたい。

大迫委員長

吉田商業労働課長。

吉田商業労働課長

ウェブサイトの保守点検の関係ですが、当初電通との連携で、きたひろ農学校サイトを作る段階で、コンテンツを作成したということもありますが、そういった地元の業者の活用に関しては、私どもとしても、市の物品業務委託等の発注等に係る基本方針に則り、そういったものに基づいて地元業者の機会の確保ということにも努めていきたいと考えております。

それから、保健福祉部との連携ということですが、我々としても、ご指摘のとおり雇用対策の視点からも今後保健福祉部との連携をしっかりと取りながら色々な施策について展開をしてきたいと思っています。

大迫委員長

ほかにございますか。鶴谷委員。

鶴谷委員

商工労働費住宅リフォーム支援事業についてお伺いします。決算書 179 ページ、報告書 46 ページです。事業評価書を拝見しました。利用が好調ということで、見込みを上回る利用があったということですが、関連する建設事業者などの業績、産業振興の成果については、事業者からどのような報告を受けていますでしょうか、お伺いします。

大迫委員長

吉田商業労働課長。

吉田商業労働課長

利用者から「非常に助かる」と伺っています。3 カ年、1,500 万という予算の中で、3 カ年後 1,300 万に下げて実施をした事業です。業者さん、さらには使われる市民の皆さんからも大変喜ばれているような状況になっています。

大迫委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

再質問します。市民の方からも好評というお話がありましたが、市民の利用した中で申請した年代層や地域別の件数等を把握しているものがありましたら、教えていただきたいです。

大迫委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11 時 03 分

再 開 11 時 04 分

大迫委員長

休憩を解き再開いたします。

吉田商業労働課長。

吉田商業労働課長

地域別になりますけども、まず西の里での件数が 14 件、東部地区が 52 件、団地地区が 77 件、輪厚地区は 3 件、大曲地区で 28 件ということになっています。年齢層については、把握はしていません。

大迫委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

年齢層はないということで、質問を変えますが、大体でいいんですけれども、申請された世代というんでしょうか、若い世代とか高齢世代ですとかそのようなことで、わかる範囲でお聞きします。

大迫委員長

吉田課長。

吉田商業労働課長

住宅リフォームについては、かなり老朽化された住宅が多いということになっていますので、我々としては高齢の方が使われているのではないかなと考えています。

大迫委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

市民の方も広報や回覧物などを見て、情報を得て利用したいと思って利用されたと思います。利用や申請の仕方がわかりやすかったこと、ニーズにマッチしたことが好調の理由の一つと考えます。今後もこの事業に関わらずいろいろな市民向けの事業の周知について、わかりやすいもので発信していただけますよう、要望をお願いします。以上です。

大迫委員長

ほかに質問ある方いらっしゃいますか。

(「なし」と呼ぶものあり)

大迫委員長

以上で商工労働費の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 11 時 06 分

再 開 11 時 08 分

大迫委員長

休憩を解き再開いたします。

次に土木費の質疑を行います。

質疑がある方。山本委員。

山本委員

まず 1 点目総務費の決算書で 111 ページ、成果報告の 49 ページ、市街地整備計画事業です。この中で JR 上野幌駅周辺地区のバリアフリー化について、事業として書かれているんですけど、確認なんですけれども、この事業の中で、具体的に都市計画審議会の中で、この JR 上野幌駅周辺の安全安心調査結果の概要等について議論されているのであれば、お答えいただきたいと思うんですけども、もし企画課のほうの所管であれば、その旨お答えいただくだけで結構です。

次に土木費ですけれども、レンタサイクル事業、決算書の 185 ページ、成果報告の 54 ページです。レンタサイクルについての事業評価書を見ると、利用実績が目標 1 千台に対して、775 台ということになっておりますが、この実績をどう評価しているのか。事業費の内訳としてはどういう内容になっているのか。それから事業評価では、経費節減策として、駅の東口の管理事務所との兼用にしていると書かれているわけですけども、実際にはレンタル事業の委託先というのは、日本ハウジングと書かれておりますけれども、駅東口の駐車場の管理については、キタデンという違う業者がされていると見ているんですけども、どのような仕組みで運営されているのかを教えてくださいと思います。

次は、有料駐車場の管理運営事業です。決算書の 187 ページ、成果報告で 54 ページです。この、市営駐車場の管理運営については、指定管理制度を導入して民間事業者管理させているわけですけども、民間事業者との所管ということでは土木事務所が所管になっていると思うんですけども、直接選定とか事業計画を見た上で協定を土木事務所のほうで行われているのかどうか、まず確認したいと思います。その上で事業評価及び指定管理事業のモニタリング評価書を見ますと、平成 26 年度の事業計画では利用台数 71,323 台、収入が 2,829 万円というふうな事業目標を持たれておりますけれども、この 26 年度の事業計画の目標数値というのは何を根拠に決められているのかということ。それと、過去の利用実績は具体的にどうなっているんでしょうか。それも併せてお聞きします。平成 26 年度の利用実績について見ますと、この平成 26 年度の事業計画よりも 880 万円ほど事業実績が上回っております。この場合、収益を半分ずつ事業者と市のほうと分けて、結果的に 1,900 万円ほど市に収入があるというような状況になっておりますが、そういう形で、収益の処理がそうになっているのはいいかどうかをお聞きします。

それから木造住宅の耐震診断改修事業、決算書の 185 ページ成果報告の 49 ページにありますけれども、利用実績は 1 件ということで、利用実績が少ないことについてどう評価されているのかお伺いします。

それから住宅の住み替え支援事業、これは予算事業としてはないのですが、相談事業とした実績ゼロとなっているんですけども、これについてどう評価されているのか、お伺いします。

5 点目に除雪事業、決算書の 191 ページ成果報告の 45 ページになります。市道排雪支援事業、平成 26 年度の事業評価によりますと 64 団体、27 年度は 27 団体対象に行うとしておりますけれども、対象団体はそもそもどれくらいあるのか。それから団体でこの市道の排雪支援事業を実施しない主な理由は何かお聞きしたいと思います。

それともう一つは地域除雪懇談会の推進事業、決算書の 191 ページ成果報告の 54 ページです。この地域の除雪の懇談会の実施が、事業実績を見ますと 19 団体になっております。対象団体、総体としては何団体を対象として何年ですべての地域に実施する計画なのかお伺いしたいと思います。また、その除雪に関連してですけれども、市民からの除雪の苦情はどの程度出されているのか。主なその内容、それから、地域懇談会を行っている地域と、苦情が出された地域との相関があるのかどうか、分析されていけば教えていただきたいと思います。市内で去年は特に雨が降ったり、そういう形でツルツル路面で転倒される方が非常に多く、私の地域で転んでそのまま搬送されて亡くなってしまったという方がいらっしやったということを知ってびっくりしたんですけども、この雪や氷の関係で、転倒等で死傷した件数を把握していれば教えていただきたいと思います。また、最近市民が、市の排雪とは別に、個別に除排雪を業者に頼んで委託して行っているところが多く見られますけれども、その件数を市のほうで把握していれば教えていただきたいと思います。以上です。

大迫委員長

村上建設部長。

村上建設部長

一番最初の JR 上野幌駅のバリアフリーの関係ですけれども、今現在、建設部としては協議等に加わっているということではございませんので、所管外ということです。

大迫委員長

中島建築課長。

中島建築課長

2 点、木造耐震と住み替え支援についてお答えします。まず、木造耐震診断の関係ですが、

利用実績が少ないということですが、耐震診断そのものは昭和 56 年建築基準法が変わった時に、耐震の構造の考え方が大きく変わったということで、対象が昭和 56 年以前の建物となっており、建築後 34 年以上経っている住宅が対象となっています。その関係から、これから先、何年使うのかということも含めてその先のことを考えた時に、改修を行うのか、あるいは建て替えるのかということについて、相談には私どものりますけれども、なかなか実績としては結び付かないというのが現状であろうかなと思います。ただ耐震については、重要であることは間違いありませんので、今後も引き続き広報等を通じて市民の皆様に周知し、事業を継続していきたいと考えています。

次に、住み替え支援の関係ですが、私どもの窓口は公営住宅の窓口ということもあります。相談に来る方は住宅に困っている方がほとんどで、対応としては、その相談内容によって、高齢者であれば高齢者支援課ですとか、住宅を売りたい、買いたい、あるいは貸したいという相談になりますと、窓口は都市計画課になりますので、そちらのほうにご案内をしているというのが現状です。今後については、定住促進等もありますので、企画課を交えた中で、今後のあり方について検討していくということになっております。

大迫委員長

新田土木事務所長。

新田土木事務所長

まずレンタサイクル事業について答えします。レンタサイクルの事業評価の 1 千台という目標ですが、これまでの実績でいくと、平成 18 年では 1,058 台という実績で、これを目標値としているのではないかと考えています。事業費の内訳は、需用費では、消耗品ですとか電気料金、役務費では、通信費、保険料、委託費では、管理業務委託、自転車の備品購入ということで、備品購入費を計上しています。東口の運営、仕組みについては、元々市営駐車場の管理人がいるということで、レンタサイクル用の人員を別個には配置していませんので、その日本ハウジングの職員でレンタサイクル事業も賄っているというところで人件費を削減しております。

次に市営駐車場についてですけれども、目標値は、指定管理者が 3 カ年の推計値を出し、それを基に近似曲線等で算定した数値を掲げています。協定については、指定管理者選考委員会で選考したのちに、決まった後協定を結んでいる状況です。当初の利用計画で予定していた額よりも多く入っているということで、増額した分はキタデンと折半し、折半額である 1,900 万円ほどの収入を歳入として繰り入れしています。

次に除雪についてお答えします。まず市道排雪事業については、26 年度 64 団体ということで、総体の対象自治会数はどれくらいあるのかということですが、これは市街化区域内の自治会ということで、ちょっと数字は今すぐには出てこないのですが、後ほどお答えさせていただきます。実施しないというところなんですけれども、いろいろなところで PR してい

ますが、町内会の立地条件によって、必要か必要でないかが、町内会内部での統一した取り組みがなかなか難しいという声も聞いています。さらには地域によっては一定程度雪の堆積スペースが多くあるところについては、町内会として必要ないというお話も聞いたことがあります。

地域除雪懇談会ということで104の町内会を対象としております。これまで平成26年度は19団体、25年度は2団体だったんですが、今後フォローアップを含めて平成28、29、30、最後31年にフォローアップをして一巡する予定で今、計画しています。さらに苦情の内容としては、その雪の降り方によって件数的にはばらつきがありますが、平成26年度の冬場の苦情としては、844件。主な内容は「間口に雪を置いていった」という間口処理の関係が一番多くて114件。「左右不均等だ」という内容での苦情が92件。路面管理ザクザク路面も含め、「道路が走りづらい」ですとか、ツルツル路面も含めてそういった路面管理の部分では83件となっています。地域除雪懇談会をやったところとやってないところとの検証は、申し訳ございません、やっておりません。去年は暖冬少雪ということもあり、路面が非常に滑りやすかったということで、転倒してけがをされたという話ですけれども、どのくらい的人数がケガをされたのか、というところも、土木事務所としては押さえていません。続きまして、個人排雪をどれぐらいやってるのかというご質問については、これについても、市全体でどれぐらい個人排雪がなされているかという現状については、今のところ把握し切れておりません。

大迫委員長

山本委員。

山本委員

まずレンタサイクルの問題ですけれども、駐車場のほうに人を配置して事業をやっているということであれば、わざわざレンタサイクル事業を分けてやる意味が、あまりよくわからないんですけれども、むしろ統合してやった方が経費節減を図れるのではないかなと思うんですけれども、その点1点お聞きしたいと思います。

それから二つ目の木造住宅の耐震診断の改修事業なんですけれども、そもそも対象になる住宅が築34年以上ということで、非常に古い住宅なのでその投資効果があるかどうかということで、実績に結びつかないという評価ですけれども、この点についてはその対象をそもそももうちょっと新しいといいますか、築年数の浅いものについても対象を広げて実施するという事は可能かどうかについての見解を、お伺いしたいと思います。

それから住宅の住み替え支援事業なんですけれども、お聞きすると、公営住宅の相談とあわせてやっているということなんですけれども、空き家対策事業を市で進めていくということであれば、もうちょっと空き家対策を含めた、総合的な住み替え支援事業という形で事業を再検討すべきではないかと思うんですけれども、その点についてお伺いしたいと

思います。

それから除雪ですけれども、一つは、除雪懇談会ですけれども、104カ所あって31年度までで終了するという事なんですけれども、一体何年かかって一巡しているのかと。だいぶ年数かかっているのではないかと思うんですけれども、もう少しテンポを早くしてもらわないと、実情など市民の意見が反映されているといっても、かれこれ5年も6年も前ということになれば、市民の意見聴取の反映がきちんとされているのかどうかというところが疑問になりますので、その点についてご見解をお伺いしたいと思います。

それから市道の排雪については、非常に苦情が多いということですが、やはり市道の排雪事業について、さまざまな事業取り組まれていると思うんですけれども、全体的に、少しその事業の内容を見直していくべきじゃないかなと思うんです。例えば、先ほどの市道で排雪事業をやっていますけれども、年に1回で自治会と折半してやっているということで、自治会としてもそれ相応のお金を出しているんですけれども、逆に言うと、個別に民家のほうがやっつもの、除排雪しているものについては、週に1回やっていると。そういう週に1回やっている事業を個別に契約するというのではなくて、町内会全体に広げてその事業に対して排雪を支援するとか、そういう事業を構築することによってもう少しきめ細かい、その事業の新たな支出がそんなにかからないで、きめ細かな排雪事業などもできるのではないかと思うんですけれども。いずれにしても苦情が非常に多い中で、これに対する対策というものを今一度、考え直す時期にきているのではないかと思うんですけれども、その点についてのご見解をお伺いしたいです。

大迫委員長

新田土木事務所長。

新田土木事務所長

レンタサイクル事業の人の張りつけ方についてなんですけれども、今自転車の駅というところでは、もっぱらレンタサイクルを担う職員がいること。さらには東口ということで、2カ所でレンタサイクル事業を展開しています。東口については、市営駐車場の指定管理者でありますキタデンが委託する、日本ハウジングで人を張りつけているということもありまして、そちらのほうにレンタサイクル事業を担っていただくという形で、その分人件費等は割合的には低く抑えていますので、そういった形での運営で、委託料を効果的、効率的に使っているという状況です。

次に除雪の懇談会なんですけれども、おっしゃられるとおり、かかり過ぎでないかという部分については認識しておりますが、平成24年の8月に雪対策基本計画というのを新たに作り、その基本計画の中で、この事業も展開していくということで、基本計画については、おおむね10年ぐらいのサイクルと考えています。その中で、できるだけ早く市民の方々の意見を聞くという意味では、早い段階で意見の情報収集が必要と思っておりますが、今回初

めて平成 25 年から行ったものですから、最初の年は 2 団体ということで、今、試行錯誤しながらやっております。途中から、フォローアップということで、一旦マップを作って、ひと冬越えて、翌年に「その状況どうでしたか」ということを、あらかじめ参加していただいた町内会の皆さん、さらには町内会全員にそのマップを回覧していただき、それぞれその冬を見守ってもらうという形で、春に雪が溶けてから、「どうでしたか」ということも聞いていますので、そういったことで時間がかかっている状況です。今後については、できるだけ早くということ念頭に、この懇談会も進めていきたいと考えています。今の計画で言いますと、フォローアップも含めて 31 年度に一巡するという計画であります。

大迫委員長

村上建設部長。

村上建設部長

除雪全体の苦情等の問題で、これからの除雪の在り方を考え直したほうがいいのではないか、ということですが、率直に言いまして、まず役所側の都合とすれば、予算がある意味で大きな問題がありますし、やる側といいますか、協同組合さんに大きな部分でお願いをしていますが、当然人的な問題、それから機械等の問題も余裕をもった中での作業をやっていただいている状況ではありません。ギリギリな状態ですので、それらを今後どうしていけるんだということは、いろんな面で検討して行かなければならないかなと思っています。苦情が多いことは当然承知していますが、先ほどお話しております、一つは除雪懇談会という新しい制度も入れてますし、そういう中で皆さんのご意見、ご要望等お聞きしながら、本来であれば、24 年度に雪対策基本計画を作っていまして、先ほど所長からもありましたようにおおむね 10 年の計画ですが、いくらかでも前倒しをして見直しをかけていければなと現在考えています。

大迫委員長

中島建築課長。

中島建築課長

木造耐震の関係で再質問にお答えいたします。対象は 34 年経過したものということで、対象を広げられないかということですが、繰り返しになりますけども、構造が大きく変わったというのが昭和 56 年ということで、この耐震診断については国の法律、耐震改修促進法に基づいて行っているものであり、昭和 56 年以前のものが対象となっています。それ以降のものについては、一般の建築相談で対応できるものと考えています。住み替え支援については、私どもは公営住宅の窓口であり、事業を行う建設部が、空き家対策ですとか、定住促進、あるいは人口減対策を行うことは、なかなか難しいと考えていますが、現在企

画財政部のほうでこの辺も含めて総合的な検討も行っていると聞いています。

大迫委員長

ほかにご質問ある方いらっしゃいますか。尾崎委員。

尾崎委員

道路橋梁費、ページ 189 の、道路維持費の不用額、3,939 万円、これについてちょっとお尋ねをしたいと思うんですけれども、舗装補修事業ということで、定例会ごとに、専決処分の報告書で、道路の穴ぼこあるいはヘコミによる補修事案が後を絶たないわけです。これについてちょっと質問したいんですけれども、まず 1 点目に、ある金額以上の報告はされているんですけれども、実際年間何件ぐらいこういった事故が発生してるのかということをお聞きしたい。それから、現在道路のパトロールをやられてると思うんです。どういう基準で道路のパトロールをやっているのかということの確認。それから、補修の目安というものを土木事務所ではどのように考えているのかということ。それから 4 番目に、ある意味予算があってないような経費だと思うんですけれども、補修はどのような基準に基づいて行っているかということです。それから 5 番目に、補正あるいは款項は流用できないんですけれども節目は流用できると捉えているんですけれども、4 千万円近い不用額が発生してるという根拠について、理解に苦しみますので、その辺の説明をお願いしたいと思います。

それから除雪費 191 ページです。先ほど山本委員からもいろいろ質問があったんですけれども、この中で地域除雪懇談会の推進事業 356 万円ということでいろいろ問答がありましたけれども、これについては、私もこの 2 年間この懇談会に出席しております。一応地域の会長ということで、恐らくここで出されております 356 万円というのはコンサルタント会社に対しての委託料だというふうに捉えているんですけれども、実際にこれから 32 年まで続くとすると、この経費を 10 年間やると、相当な金額になるわけです。実際にこれの効果として、どういう効果を期待してるのかと。あるいは、住民のガス抜きのための懇談会なのかな、という疑問が最近湧いているんですけれども、これを立案したきっかけといいますか、何を期待して設定したのかということをお聞きしたいなと思います。以上です。

大迫委員長

土木事務所長。

新田土木事務所長

事故の件数なんですけど、穴ぼこ等の事故は、平成 26 年度が 23 件。平成 26 年度は特に雪解けが早くて、厳冬期の 2 月に雨が降ったりして路面が出てしまっているという状況の中で、突出して多い状況です。ちなみに 25 年度は 9 件、24 年度は 6 件となっています。パトロールについては、月 1 回は市内全域を 3 地区に分けて、3 班体制で 1 日かけてパトロール

を実施しています。そのほかに直営で主要道路、もしくは過去に事故が多いとか、道路の傷みが進んでいるようなところについて、141 路線を選定して、148.3km を 1 週間から 10 日にかけて回っているという状況です。そのほか、今年もあったんですが、やはり雨風が吹いた後に、倒木等も含めて緊急のパトロールをしているという状況です。補修の目安なんですけども、情報をいただいた部分については、現地を確認し、もしくはパトロールで見つけた穴については、すぐやらなければならない危険性のあるものについては、応急処置も含めて、すぐその場で対応するというのでやっています。また、そんなに緊急性がないものについては順次修繕の中に組み込んでいって、補修している状況です。いずれにしても、穴を見つけたらまず現地を確認すること。さらにはそれに合った対応をしていくということを中心掛けています。4 千万近い不用額ということのお話でしたが、主に工事費において大きく不用額を出しているところなんです。これについては舗装補修で、国からの社会資本整備総合交付金を財源として、実施している事業もあります。そちらの交付金の配分が、全道的な配分として落ちたというところもあり、市の予算としては用意してあったんですが、交付金が充当されないというところなんです。

次に、懇談会の委託料ということで、相当かかっているのではないかとということなんですけども、まずは地域除雪懇談会という民主的な、双方の思っていること感じているところ、多分やる側とちょっと乖離があるのではないかとということ、実際その辺をどういうふうな形で市民の方が感じられているのかというのを率直な意見を聞きたいということなんです。さらには、第三者であるコンサルタントが入るということで、行政と市民と対峙した形ではなくて、同じ目標に向かってひとつのマップを作り上げるというそういった雰囲気作りも含めて、この重要な人員を委託先から出していただいています。やり方ですけども、各地区ごとにテーブル分けをして、地図を置き、そこに委託先の職員が入って、コーディネートしながらマップを作っていくという形でやっています。先ほど言ったとおり、これは限られた予算の中で何を優先すべきかということも含めて、率直な意見を聴ける場ということで、私どもとしては、大変有意義な懇談会だと認識しています。

大迫委員長

尾崎委員。

尾崎委員

まずは、除雪費の懇談会の事業なんですけども、今、第三者の目でいろんな意見を聞いて、反映していくんだという話をいただきました。それも非常に大事なことだと思うんですけども、今所長のお話の中でそれを市が直接やると市民と対峙する場面が出てくるということを言われました。私も先ほども申し上げましたように、この懇談会には二年ほど出させてもらっているんですけども、コンサルタントの方も一生懸命分かって分かって、知ろう知ろうと見えるんですけども、実際にはその地域をわかっていない、地図

もよくわからない、地形もわからない現状はどうなんだということもわからない中で、一方的に情報を得ようという努力は認めるんですけども、対峙するのではなく市でもいいですし、建設業協同組合でもいいです、とにかく意見を聞いたら「そこは」というような具体的なお話をフランクにできるような場を設けた方がもっと効果的じゃないのかなと。それを土木事務所のほうで、行政としてどうやっていけばいいのか、除雪機を増やせばいいのか、あるいはもっと違うサービスはできないのかというなことを現実的に構築できるのではないかなと強く思ったもんですから、そんな話をさせてもらいました。それは今後またよりよく、前に進むようにこの懇談会の内容をもう少し吟味してやっていただければいいのかと、私は実際に出て、そういうふうに考えました。年間 300 万円以上のお金をかけてやるような事業ではないなと。率直なところですね、そういうふうに感じましたので、述べさせてもらいました。

それから道路の補修ということなんですけども、ここについては、除雪と同じと申しますか、先ほどの説明の中でもありましたけれども、いろんな市民からの通報に基づいて対処するという事だと思っておりますけども、その中で時々聞くのは、『『ここを直して欲しい』という話をする、『予算がないんで』あるいは『人手が足りないんで』というような話をよく言われる』というような話なんですけども、それは私が聞くと、それは市役所の決まり文句なんだからという話で、冗談のように話してはいるんですけども、そうじゃなくて、穴ぼこがあります、そこに自転車がはまりましたと。そして、転んでけがをしたとか、車でもそうですけれども、そういったものは市の瑕疵責任があるわけです。そういったことからすると本当にケガにつながる、あるいは事故につながるということなので、先ほどの説明の中で 10 日間ほどの間隔で市内をパトロールしているということなんですけれども、実際に私も市役所へ出てくるときの道路の中でもやっぱり、10 日以前も前から大きな穴があいてる、それも、自転車が走るような左側のところに空いているということがありまして、実際にそのパトロールの基準をきちっと守ってもらえると、こんな事故は相当数防げるんじゃないかというようなことから、せつかく決まっているのであれば、その通りに実施してもらいたいと思います。それで、相当数の事故が減るのではないかと考えております。そんな観点から質問したのですけども、これについてどういうふうに思われるか、一言お願いしたいなと思います。

大迫委員長

新田土木事務所長。

新田土木事務所長

おっしゃられるとおり、事故全部をなくすということは可能かどうかということがありますが、できる限り少なくするという、いろんな状況の中で穴があいてしまっているところもあるんですけども、それを最小限に留める努力は、やはりやっていかなければならな

いというふうに思っています。先ほど言ったとおり、交通量ですとか、さらには道路自体の耐力、さらにはその年の気象状況、これによって、非常に路面の状況が変わってくるといところでなかなか難しいところもあるんですが、最低でも今のパトロールをより充実させるということを努めていきたいと思えます。

大迫委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11 時 57 分

再 開 11 時 57 分

大迫委員長

休憩を解き再開いたします。

以上で土木費の質疑を終わります。

次に災害復旧費の質疑を行います。

質疑ある方いらっしゃいませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

大迫委員長

以上で災害復旧費の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 11 時 58 分

再 開 12 時 59 分

大迫委員長

休憩を解き再開いたします。

次に、教育費の質疑を行います。

このうち教育総務費の教育振興費の幼稚園就園奨励費事業及び幼稚園就園準備支援事業については、除きます。

質問ある方。島崎委員。

島崎委員

決算書でいいますと、211 ページ、報告書のほうで言うと 27 ページになろうかと思うんですが、教育総務課のところで、私立学校教育振興事業というところになります。相手方

は札幌日本大学高等学校ということになりますけども、教育活動に対して補助金交付、ということになっております。ずっと見ておりますと、金額がずっと 135 万円ということが続いております。中身について、部活動等の関係費ということで把握しているところなんですけども、何点か質問を差し上げたいと思いますので、お願いいたします。近年の現在までの補助金額の推移について教えていただきたいということがまず一つ、それから平成 15 年から中学校ができましたが、中学校も含めた一括での額であるのかがもう一点です。それから、平成 24 年からご存じのとおり、スーパーサイエンスハイスクール、SSH という文科省の認定校になりまして、今年から SGH ということでスーパーグローバルハイスクールということで認可されてるんですが、これらに伴う部活動ということでも、かなり盛んに活動をして、高度な部活動の内容、研究等をしているというようなところは、教育委員会でも把握はされているのではないかなと思うんですが、これらに関わる内容について高校側から要求が当然あるかと思うんですが、そういった折衝、金額の決定に至るまで。ここ数年は変わってないように見えるのですが、この 3 点についてお聞きしたいと思います。

大迫委員長

櫻井教育部次長。

櫻井教育部次長

私立高等学校の補助金の関係については、北広島市は日大高校が該当しますが、平成 23 年度から助成しています。私立高等学校教育振興補助金交付要綱に基づき、交付する内容としては教材、器具及び教育環境の充実を図るということを目的に交付をしまして、島崎議員のご指摘のとおり、平成 23 年から 135 万円ということで現在まで推移をしているという状況になっています。それで、今回、中学校の部分についてはどうなのかということですが、交付要綱としては、高校という対象とさせていただいてまして、中学校の部分については、対象にしてないという状況になっています。それと、実際の折衝状況ですけども、例年、11 月、札幌地区の私立中学校、高等学校 PTA 連合会から陳情という形でうちのほうで対応しています。その中で島崎議員が指摘されてました、日大でのスポーツ活動の活躍ぶりなども陳情の中で受けておりますが、補助金は 135 万ということで推移してきているのが現状です。

大迫委員長

島崎委員。

島崎委員

大変言いにくいことなんですけれども、私もこちらで 11 年間教鞭をとっていた関係で、

部活動は文化系ともに非常に盛んであることは皆さんご承知のとおりかなと思います。これは北広島にある私立の高校ひとつということに限らず、北海道全体を見た時でも非常に優秀な成績を修めているとされているところなんですけれども、体育系文化系あわせて北海道の大会の上位にくるのが大体 9~10 ぐらいの部活、全国大会に行くクラブも 4 から 5 ということで、毎年このぐらいのクラブが活躍をしている状況で、道内、札幌近隣見ても非常に成果を上げている学校ではないかなというふうに思っております。そういった中で、これは実際に経験していることなんですけれども、私立高校というと非常に有名な中で、資金等が潤沢にあり、設備等も充実しているというような印象が持たれようかなと思うんですが、実際のところは、本当に先生方のマンパワーに拠るところが非常に大きいです。そういった中で、全道大会に進出して遠征をするだとか、全国大会に毎年かなりの数で行くとなった時に、やはり北広島日大高校という名前ではないですけども市内にある高校ということで、進学実績も非常に最近高く、東京大学、京都大学、一橋、東京工業大学といったような市内の中学校の卒業者がこの学校に進学し、なおかつこの中高一貫校を通じて、こういったサイエンスという科学の部分で非常に成果を著しく上げているという実態がある中で、やはり市内の教育関係もしくはこれからの人材を後援していくということで、こういった金額についても、今後よく、学校事務辺りと部活動の内容についても、聞いていただいとると思っておりますけれども、その辺ディスカッションしていただいて、今後勘案していただければなということがありますので、要望という形になるかもしれませんが、その辺毎年部活動の状況を恐らく把握しているかなと思いますけれども、その辺学校事務関係者とのディスカッションというか、その辺ってというのは PTA 联合会と別に行われているかどうかをお聞きしたいと思います。

大迫委員長

桜井教育部次長。

桜井教育部次長

日大高校とは、外部団体の監査対象ということもあり、その関係で打ち合わせをする中で、実際の会計の中身を見させていただいていることで、色々な情報交換をさせていただいています。それと、全国ですとか、全道大会に行く際に教育総務課の担当ではないのですが、全国大会の出場費助成を行う中で活動は把握をしております。

大迫委員長

ほかに質問ある方。山本委員

山本委員

全部で 8 点質問させていただきます。まず一つ目は教育総務費決算書の 207 ページ、コ

コミュニティ・スクールの導入促進事業でございますけれども、これは学校・家庭・地域が協働して子どもの教育を担っていくモデル事業として西部小学校・中学校に導入されているわけですが、非常に評価としては高いというふうに聞いております。事業評価でも学校の運営協議会を6回行うとか、小中の乗り入れ事業を行うというさまざまな取り組みを行っているというふうに聞いておりますけれども、事業の成果のところをどう評価しているのかということについてお聞きしたいと思います。

二つ目は外国語の指導助手の活用事業、決算書でいきますと211ページ。成果報告でいきますと24ページになりますけれども、これも英語を母国語とする外国人の方による英語指導ということで導入されてるわけですが、この事業の実績と評価についてお伺いしたいと思います。

三つ目はエコミュージアム事業決算書でいきますと227ページ。成果報告でいきますと31ページですが、そもそもこのエコミュージアム、ミュージアムという名前がついているんですけれども、博物館法に基づく施設として位置付けられているのかどうかお伺いしたいと思います。エコミュージアムの二つ目としては、職員の配置です。学芸員の配置状況、勤務形態というのはどうなっているのか、お伺いしたいと思います。それと事業内容としてまだ開設したばかりということはあると思うんですが、エコミュージアム自体はずっと行われてると思いますけれども、拠点での活動以外に、例えば西の里ですとか大曲ですとか、そういう全市的な展開というのをやっているのかどうか、お伺いしたいと思います。

大きな四つ目としては元気フェスティバルの連携事業。決算書でいきますと228ページ。成果報告でいきますと31ページになりますけれども、参加団体が目標70団体というふうに設定されておりますけれども、26年度については62団体というふうになっておりますけれども、最近の参加団体の推移はどうなっておりますでしょうか。

大きな五つ目ですが、青少年健全育成費の中の不登校対策教育相談事業。決算書でいきますと235ページ。成果報告でいきますと30ページになりますけれどもこれは不登校対策ということで、不登校になっている児童生徒を、みらい塾等でフォローアップする事業ですが、みらい塾に通級する児童生徒15名となっておりますけれども、不登校児童生徒全体の数はどうなっているのでしょうか。また未通級児童がいるのであれば、その未通級児童生徒に対する対策はどのように行われているのかお伺いしたいと思います。

大きな6点目ですが、心の教室相談事業。決算書でいきますと237ページ。成果報告でいきますと25ページになっていますけれども、これは事業評価によりますと大規模校では相談対応がしきれてない状況があると指摘されておりますけれども、相談員の配置時間、また相談できない時間の対応はどうしているのかということについてお伺いしたいと思います。また相談数のうち、必要に応じてスクールカウンセラーとか子どもサポートセンターや相談員へ繋いでいくというふうになっておりますけれども、具体的にそういう案件というのはどの程度実績としてあるのかをお伺いしたいと思います。

大きな七つ目としては体育施設の問題についてお伺いしたいと思います。最初にちょっと確認なんですけれども、広葉交流センター「いこ～よ」の中にも体育館があると思いますけれども、これは教育委員会の所管になっているのかどうかということを確認の点でお伺いしますけれども、それも含めて体育施設は教育委員会としては指定管理者制度として、管理者が行うことになっておりますけれども、体育施設を持っている施設の指定管理の団体が分かれております。そういうことからなのかどうか分かりませんが、よく施設の貸し出しですとかそういうものについて、施設の中でかなりばらつきがあるという声を市民の方から聞きます。施設によって、これの貸出はこういう規則だということで、基準が違っているようなことも聞かれますけれども、実際市の施設として体育施設の統一的な貸出基準とかそういうものを持っているのかどうかについてお伺いしたいと思います。

八つ目ですけれども、スポーツ団体の練習試合、大会等で市外に遠征するということが子どもの団体ではございますけれども、近年の貸切バスのバス料金が非常に高騰しているということもありまして、親が車で送迎したり、バス料金の負担が非常に高いというような声を聞いております。これについては、スポーツ振興のためにも子どもの市外の遠征については、ある程度の支援が必要ではないかと思われまして、一つは特に冬ですけれども、冬に市外に行くときに、バス代が高いということで、親が送迎しているということで、非常に冬道で怖いという声も聞きます。そういう意味でも補助、ないし、あるいは市が持っている福祉バスなり市の保有バスを、閑散期の間は活用できないのかどうか、そういう支援はできないのかどうかについてお伺いしたいと思います。以上です。

大迫委員長

鹿野教育部次長。

鹿野教育部次長

私からコミュニティ・スクールの成果についてお答えします。地域の教育力の活用、地域・保護者が子どもたちの教育活動に積極的に関わることで、教育力の向上が図られ、教育活動が充実してきているということが挙げられます。また、保護者・地域と協力して一体となった取り組みを進めることで、保護者・地域の学校への理解が得られ、協力体制が整いつつあると考えております。また、子どもたちが地域へ貢献する活動、地域と一緒に取り組む活動を行うことで、子どもたちにふるさと意識を養うことができ、自己有用感や社会性の育成にもつながっていると考えております。結果、よりよい学校づくり、そしてよりよい地域づくりが促進され、お互いがウィンウィンの関係になってきていると考えております。

大迫委員長

櫻井学校教育課長。

櫻井学校教育課長

私のほうから、外国語指導助手活用事業についてまずはお答えいたします。今現在の外国語指導助手、平成 26 年度においては、小学校での指導が年間 1,260 時間、時間と申しましても学校のほうの時間、校時になりますけれども 1,260 校時。中学校においては 2,030 校時。ALT4 名で指導を行っています。割合と申しますか、小学校において年間外国語活動として行われる時間が年間 360 校時ですので、おおむね小学校は 90%以上の時間に、外国語指導助手が入って授業を行っています。中学校においては、割合でいきますと 25%程度外国語指導助手が入って指導を行っています。これは当然コミュニケーションをとっていく、要は実際に役立つ英語として指導していく部分においては、やはり母国語としている者の生の言葉を聞くということが確かに一番効果のあることだとは思っていますので、そういったことを重視している小学校のほうに多く入っています。中学校の場合は、やはりコミュニケーション能力も確かに必要ですけれども、やはり勉強と申しますか、テストに向けた勉強というのも当然必要になってくるものですから、比較的率としては低いといった状況になっています。

続きまして、青少年不登校の関係ですけれども、不登校児童生徒数、これは市のほうで決めている基準になりますけれども、連続 5 日以上、または断続的であっても当該月の欠席合計が 10 日以上ある者を、市のほうで独自の基準として不登校として位置付けして、人数を集計しています。平成 26 年度は、小学生で 6 名、中学生で 38 名の計 44 名が不登校という形で把握しています。その中でみらい塾に通級している者が、月によって違いがあるんですけれども、14 名おりましたので、単純に差し引きしますと残り 30 名が学校にも行けない、みらい塾にも来ていないというような状況になっています。そういった方々に対する対応ということですが、これは、NPO 法人子どもサポート隊に、市のほうからお願いをして、そういった引きこもり状況になっている方のご家庭のほうも訪問していただいたり、いろいろな行事、社会見学的なことと申しますかどちらかという遊びが中心になってくるのかもしれませんが、とにかく家の中から外に出てもらおうというのを目的とした事業を、子どもサポート隊のほうで行っていただいています。また、当然こういった方々の相談業務も通常受け付けているというような状況です。

それから、心の教室についてですけれども、先ほど委員のほうからもお話がありましたとおり、特に大規模校においては相談時間が不足しているという声は私どもも聞いています。それを受け、総配置時間から傾斜配分を一部しまして、大規模校の方に多く時間を割くような形では考えています。ただ、すべての時間に居れるわけじゃないというご指摘はそのとおりですので、そういった方々の心の教室に人がいない時間のことも含め、みらい塾のほうには教育相談員を配置していますし、先ほどお話のありました、子どもサポートセンターのほうには臨床心理士を配置しています。こういった方々の相談については教育相談員、みらい塾のほうでは、年間に 108 件の相談を受け付けています。また、子どもサポートセンターの臨床心理士のほうでは、平成 26 年度、電話ですとか面談、家庭訪問も含

めまして年間 427 件の相談を受け付けています。内容については、不登校の関係、それから家庭教育、発達の関係ですとかさまざまな問題がございますけれども、そういったことを含めて相談のほうを受けているところです。

大迫委員長

小島エコミュージアムセンター長。

小島エコミュージアムセンター長

エコミュージアムに関しまして、まず、エコミュージアムセンター知新の駅的位置付けということですが、エコミュージアム構想の中核施設としてできました、知新の駅については、博物館類似施設という分類となるものです。次に学芸員の配置ですが、現在は職員 5 人を知新の駅に配置している中で、学芸員の資格を持っている者が 3 人います。一人は正職員の主任級の者、もう一人は任期付学芸員、もう一人は非常勤の学芸員です。それぞれ専門とする分野が違いますことから、バランスのとれた企画などを組んでいるところです。続いて、事業の内容ですが、平成 26 年 7 月 27 日にオープンして以来、拠点施設以外の活動については、それまでも実施していましたが、バスツアーを継続的に実施しています。このバスツアーは、市内各地区にある地域遺産などを巡るバスツアーとして、3 本、4 本ほど実施してきています。それから、「かんじき DE 自然観察」という、毎年 3 月の暖かい中で雪の上をかんじきで歩き、自然観察をする事業を行っています。それから、夏休みの時期には昆虫観察教室などを、主にエルフィンロードを利用して行っているところです。また、拠点施設以外での活動ということについては、旧島松駅通所の公開と、そこに関連するいくつかの行事なども該当するかと思っています。

大迫委員長

棚田社会教育課長。

棚田社会教育課長

元気フェスティバルですが、昨年度実績で 62 団体の参加になっています。さかのぼりますと、24 年度で 67 団体、25 年度で 65 団体という推移です。

それと、体育施設ですが、まず広葉交流センター「いこ～よ」については、市民課の所管になっています。私どもの体育施設として、総合体育館、それと地区体育館。総合体育館については、指定管理者の体育協会。地区の体育館については、それぞれ地域の運営委員会が指定管理となっています。貸し出しの基準については、それぞれの条例施行規則の中で一定の基準を設けて貸し出しをしているところです。

それと、スポーツ団体ですが、スポーツ少年団に関しては、少年団に対して補助金の対応ということで、交付をしています。一定の大会については、大会出場支援という形での

支援をしているのが今の実態です。

大迫委員長

山本委員。

山本委員

コミュニティ・スクールの事業は、非常に高い評価だということなんですけれども、今後この西部小、西部中の事業の成果を踏まえて、他地区への拡大に向けた取り組み、あと市内の全域に向けた中長期的な計画というのがあればお示しいただきたいと思います。

二つ目に、外国語指導助手活用事業ですけれども、小学校はほとんどで、中学校はいろいろ英語の通常の授業もあるということで、25%ということなんですけれども、事業評価では「ボランティアの協力が得られればさらに成果が上がる」というふうに評価されております。必ずしも授業という形でなくても、例えば、英語サークルですとかいろんな活用の仕方があると思うんですけれども、事業評価の中で「ボランティアの協力が得られればさらに成果は上がる」というふうに評価している中身、具体的にどういうものなのかということも、そのためにはその市内在住の英語を母国語とする外国人、あるいは英語が非常に堪能な、例えば留学経験があるとかそういう市民の方々の、ボランティアの候補者になるような方を具体的に把握されているのかどうか、そこをお聞きしたいと思います。

エコミュージアムの点なんですけれども、エコミュージアムは、非常にこれから本市としての貴重なシティセールスの財産として活用できる、活用できるという言い方は変ですけれども、非常に重要な施設だというふうに私は思っております。そういう意味では、博物館法に基づく類似施設というのは、類似というのがよくわからないんですけれども、博物館法に基づく施設として位置付けられない理由があるのであれば、教えていただきたいなということと、その地域の遺産巡りということも非常に大切だなと思うんですけれども、やはりあの施設に、なかなか大曲とか西の里とか輪厚とかそういうところからはなかなか行きづらいという点があるので、施設の企画として、施設の展示内容も含めて各地域に、全市的に展開して知新の駅の存在、あるいはその中身の面白さなどを知らせていくということも必要なんではないかなと思うんです。その点についてお聞かせ願いたいと思います。

元気フェスティバルなんですけれども、年々、参加団体が減っているということなんですけれども、事業評価でも事業のマンネリ化が指摘されておりますけれども、この事業のマンネリ化なり、参加団体の向上を含めて、参加団体とか、あるいはその他の団体や市民のほうから意見を聞くなどして、対策を考えられているのかどうかお伺いしたいと思います。

次に、不登校対策及び心の教室含めてなんですけれども、やはり相談対応でみらい塾ですとか、サポートセンターの相談員にかかってくる件数が非常に多いということがわかったんですけれども、やはり不登校の方に積極的に働きかけていく、あるいは相談で対応し

て、相談員が大規模校を回るとか、サポート隊と一緒に不登校の方を訪問するとか、そういうような取り組みも必要ではないかなと思うんですけども、その点について伺いたいなと思います。

それから、広葉交流センター、体育施設の問題なんですけども、教育委員会の所管となっていない理由を教えてくださいなと思います。ほかのところも公民館に併設した体育施設については教育委員会の所管となっているわけですので、社会教育施設の一環として教育委員会の所管とすべきではないかと思いますが、その点についてお聞かせ願いたいと思います。また、それぞれの施設については、それぞれの条例や施行規則に基づいてやられているということなんですけども、そこら辺は具体的にさまざまな貸し出し要件について、施設の管理者にヒアリングを行って具体的な、でこぼこなりがあれば、是正していくということも必要ではないかと思いますが、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

また、子どものスポーツ団体への支援なんですけども、補助金として出されているということなんですけども、具体的な、補助金がいくら出されているのかというのを教えてくださいなと思います。また、バスの活用について、できないのかどうかについて見解をお伺いしたいと思います。

大迫委員長

鹿野教育部次長。

鹿野教育部次長

私から、まずコミュニティ・スクールの見通しについてお話します。西部コミュニティ・スクールは、25年度から始まり、今年度で3年目を迎えているところであります。この3カ年の成果と課題を把握しながら、この後検証してまいりたいと考えているところでありますが、コミュニティ・スクールについてはその学校の持っている規模や、小学校と中学校の校数の関係、地域の実態等も十分考慮していかなければいけないということもあり、慎重に検証しながら拡大に向けて検討していきたいと考えています。

もう一つ、不登校対策、相談員の活用についてですが、訪問などの積極的な関わりについては、ご存知のように不登校ですとか心に何らかの悩みを抱えている子どもたちの指導については大変慎重に扱わなければいけない問題であります。こちらから積極的に関わることが逆効果を生むことがあり、その部分については学校を通して保護者、本人と「こういう方があるけれども、相談に乗ってみたいだろうか」というような形で保護者や、本人の承諾を得ながら進めていかなければならないと考えております。そういった意味では学校と相談員、スクールソーシャルワーカー等の連携をこれからも密にしていきたいと考えているところです。

大迫委員長

櫻井学校教育課長。

櫻井学校教育課長

外国語指導助手についてです。語学をやっていくこと、これは英語だけではないかと思えますけれども、さまざまな国ですとかそういった地域の文化ですとか、言葉、それを交流していくということというのは国際理解ですとか、グローバル化の現代に対応して子どもたちの育成に大きな影響を与えていくものだと思っています。事業評価の部分で、成果向上ということで、今やっている以上にさらには効果を上げていくためにはどうしたらいいかということで、そういったボランティアということを記載させていただいてるんですけども、例えば、小学校において外国語活動をやっている時、1クラス 30 人から 35 人の子どもたちに 1 人の外国語指導助手がいて、小学校での外国語活動ですとどうしても授業というよりも、やりとりですとか遊びですとか、カードを見せてですとか、そういった活動が中心になってきますので、これは 30 人、35 人相手にするよりも、例えば、あともう 1 人、2 人ボランティアの方が入っていただいて、例えば 10 人ずつのグループにして何かやりとりをしてコミュニケーションを図っていければ、当然より効果の上ることかなということで、事業評価のほうに記載させていただきました。これについて、今後の話になってくるんですけども、例えば、JICA ですとか、今現在うちにございます、学校支援地域本部、こういったところと連携して、これからその地域の人材ですとか、外国人の方というのはなかなか難しいかもしれませんが、当然市内にはたくさん英語の堪能な方、留学経験のある方、仕事で行っておられた方、例えば退職された方でもたくさんいらっしゃると思いますので、そういった人材の掘り起こし等を今後行っていきたいと考えています。

大迫委員長

小島エコミュージアムセンター長。

小島エコミュージアムセンター長

博物館法に基づく登録博物館にできない理由は何かというご質問でしたが、登録博物館となりますと、かなり大きな規模の博物館となります。今手元に、法令・条項等ございませんが、例えば館長を置くことですとか、学芸員の人数も一定以上の規定があるなど条件が付されています。現在、博物館類似施設ということで位置付けていますが、本当に私たちの機能として、類似施設がいいのかどうか、そういったことも考えながら事業を進めていければと考えています。次に、全市的な展開はいかがかというご質問だったと思います。エコミュージアム構想というものが平成 21 年度に策定され、今、私たちはそれを実現する仕事をしていますが、エコミュージアム構想には市内 5 地区にサテライトというものを指

定していこうという候補地が挙げられています。現在その候補地が、実現可能かどうかという検証に入るところです。その検証を通して、サテライトが各地区にできあがっていきますとエコミュージアムの体系が市内全域に渡っていくということで、完成形に近づいていくと考えています。今は拠点施設が先にできたので、これからサテライトを具体化していくという段階です。次に、地域巡りも大切けども、ということでしたが、知新の駅に各地域から来ていただくのは少し距離もありますけども、こんなことがありました。6月から7月にかけて、写真展を開催している中で、各地区ごとの古い歴史を示す写真などを展示したところ、各地区で写真展をやってはどうかという発想も、内部から出てまいりました。内部からの発想ではありますが、それは今後の展開を占うようなアイデアではないかと感じたところです。面白さの周知等と合わせて今後、全市的な展開も研究していきたいと考えています。

大迫委員長

棚田社会教育課長。

棚田社会教育課長

まず、元気フェスティバルについてお答えします。元気フェスティバルについては、平成16年から始まっている事業で、基本的にそれぞれの関係団体の皆さんが学習成果を発表する場として、事業をつくってきているところです。近年マンネリ化ということが出ておりました、それぞれ毎年参加される団体の皆さんからアンケートを取って、今後の対応につなげていきたいと考えています。今年度についても、目新しい事業などを展開しながら、マンネリ化打破に向けて対応していくという考え方で進めてきています。

それと、スポーツ少年団の補助金の関係ですが、これに45万3千円になっています。スポーツ少年団は、少年団の交付金の中で、少年団本部でそれぞれの事業の実施に係る経費とか、団体活動費の交付ということで内訳が報告されているところです。福祉バスについては、所管が違うものですから、お答えはできませんが、今のところ私どもとしては、補助金、大会出場支援費の中で対応していきたいということで考えています。

大迫委員長

櫻井教育部次長。

櫻井教育部次長

「いこ～よ」がなぜ教育委員会の所管になっていないのか、という問い合わせですが、あそこの施設はご存知のように、施設全体の中に例えば防音措置の効いた音楽室ですとか、音楽活用部屋、会議室、いろんな施設が複合的に入っているコミュニティ施設として位置付けられて、広葉小の跡施設として利活用させていただいてるものですから、体育館を見

ますとスポーツ関係かなという感じもあるんですけども、施設全体をコミュニティの貸出施設と捉えています。そのことから市民課が所管をしているという形になっています。

大迫委員長

棚田社会教育課長。

棚田社会教育課長

体育施設の貸出要件については先ほどお答えいたしました、それぞれの規定等の中でやっていますが、指定管理の部分については先ほど言いましたようにそれぞれ違っていますので、毎年度指定管理者から報告等をいただきながら、精査をしているところです。今後も含め、それぞれの貸出要件等については、合わせた上での精査をしていきたいと考えています。

大迫委員長

山本委員。

山本委員

一つは、広葉交流センターについては、ほかの施設もいろんな複合施設の中で教育委員会が体育施設については活用している、所管しているということもあるので複合だということを経由して教育委員会の所管にしないでやはり社会体育の振興という観点から、教育委員会としても統一的に体育施設の管理というものを検討してはどうかと思いますけれども、その点については要望ということにさせていただきたいと思っておりますけれども、今後こういう広葉交流センターの施設全体の中で、そういうことも含めてご検討いただきたいなと思っております。

それから、エコミュージアムについては、5地区にサテライトを作る構想があるということ、そういう意味でもぜひサテライトができるまでじゃなくて、むしろサテライトを、という機運を作っていく上でも、5地区に具体的な展示なり、企画事業なりを地域で行っていくというのをやっていく必要があるのではないかなと。特にエコミュージアムの知名度を全市的に広めていく上でもこうした事業はやはり必要ではないかと思うんですけども、その点について再度お伺いしたいと思います。

外国語指導については、JICA等の活用ということで、今後調査していくということなんですけれども、すべて小学校、中学校に例えば英語サークルがあって、非常に英語活動が活発だということも、今後は今検討している地方創生の戦略事業の中で、子育てのしやすいまちとしてアピールしていく上でも非常に大きなポイントになるのではないかなと思っておりますので、ぜひ調査とか登録に向けての事業を本格的に進めていただきたいと思いますけれども、その点については再度ご意見をお伺いしたいと思います。

大迫委員長

小島エコミュージアムセンター長。

小島エコミュージアムセンター長

エコミュージアムセンターについてですが、私たちもエコミュージアムセンター知新の駅が完成した時に、一つのスタートラインに立ったという認識でございました。今後 5 地区のサテライトを検討し、実現していった時に、また地域ごとにスタートラインを引くことになるものだという思いでおります。今、委員がおっしゃられたように、地域での展示などこれからいろいろ工夫しながら知名度を高めていくことなど、取り組んでいきたいと考えております。ありがとうございます。

大迫委員長

鹿野教育部次長。

鹿野教育部次長

外国語の充実の部分でありますけれども、平成 32 年度から、小学校においては英語活動が高学年で英語教育、中学年で英語活動、中学年は週 1 時間、高学年は週 2 時間というような事業になっていきます。その意図するところはやはり、グローバル化に対応した子どもの育成というところがメインだと思うんですけれども、それに向けて外国語教育の充実に向けては、この後さらに研究して充実させてまいりたいと考えています。

大迫委員長

ほかにございますか。鶴谷委員。

鶴谷委員

私のほうからは、いくつか質問があります。多分、9 点だと思うんですけれどもよろしくお願ひします。まず、決算書 211 ページ、報告書 24 ページ、学校 ICT 環境整備事業についてお伺ひします。小学校全てにタブレット導入されたということで、その後の活用状況をどう把握されているかお伺ひします。

2 点目です。同じページで 211 ページ、報告書 24 ページ、学校図書館活用事業で中学校への定期的な司書の配置体制ということで進められました。この司書の配置された効果として、現場から聞いている成果があればお伺ひしたいです。

3 点目に、決算書 221 ページ、報告書 25 ページ、また、決算書 239 ページ、報告書 34 ページで、全国全道中体連や文化部活動の大会出場支援、あとスポーツアカデミー事業でも、子どもたちのスポーツ強化拡大事業として支出がそれぞれにありました。子どもたちがそれぞれ志を持って取り組める分野はさまざま、近年は音楽や芸術分野で活躍し、全国大

会で表彰を受ける子どもたちもいます。その活躍が新聞でも称えられているのはお見受けした方も多いのではないかと思います。スポーツと、中学校の文化部活動以外の大会やコンクールなどの出場の助成については当市ではどのようになっていますでしょうか、お伺いします。

4点目に決算書 225 ページ、報告書 31 ページです。学校支援地域本部事業で、授業の補助員の謝礼の支払いというものがありますが、冬のスキーなどの授業の補助員、私も子どもが小さい時に参加しておりましたが、謝礼はこの今申し上げた報告書のこの項目に含まれているのか、ちょっと確認の意味も含めて質問させていただきます。

5点目、229 ページ、報告書 31 ページ、元気フェスティバル連携事業で、ただいま山本委員のほうからもいくつか質問がありました。私のほうからは、実行委員会と参加団体による会議や準備のもとで毎年取り組まれています、参加団体に皆さん方は本当につくり上げる思いがあって、当日は皆さんそれぞれ思いのたけを発表されていますが、参加団体それぞれの皆様は高齢化が進んでいるという一面もあり、前日の設営や当日終わった後の撤収時の肉体的労働的な作業の負担感について、私も見聞きする現実があります。作業については安全に十分配慮し、丁寧な説明のもと行われていますが、今後の肉体的作業の点についての対策案を検討されているのか、お伺いします。

6点目です。決算書 237 ページ、報告書 31 ページです。放課後子ども教室事業について、モデル事業として大曲小学校の空き教室で実施されているとのことですが、実施内容の概要、曜日ですとか時間帯、過ごし方、スタッフの配置、指導員の配置などをお示しく下さい。

7点目、決算書 241 ページ、報告書 25 ページです。食に関する指導の推進事業について講演会が開催されています。私も参加させてもらったことがあります。「食物アレルギーに対しての正しい理解を促すため」とあります。実際に食物アレルギーのある子どもを持つ保護者の意向も反映し、企画されているのか、この点についてお伺いします。

8点目です。該当するページがどこになるのかちょっとわからないのですが、学校給食に関する情報のホームページの更新についてです。給食に使用する主な食品の産地情報、産地表示っていうんですか、これが平成 26 年 1 月から更新が止まっているようですがこれは何か費用の予算計上などに影響があつての未更新なのでしょうか、お伺いします。

9点目です。こちらページ数がどこに該当するのか読み取れませんでしたので、教えていただきたいと思います。市内小学校、中学校それぞれに音楽の集いというものが開催されています。こちらの児童生徒の移動に関わるバス費用は市の予算から支出されているものなののでしょうか。もしそうであれば、該当する項・目・節についても教えていただきたいと思います。以上です。

大迫委員長

櫻井教育部次長。

櫻井教育部次長

昨年度導入いたしましたタブレットのその後の利用状況ということなのですが、学校にお手数をかけているんですけれども、毎月使用回数さらには使用教員数、さらに ICT 支援員を派遣してまして、ICT 支援員の実施数を含めて、毎月報告をいただいている状況になっています。9月までの状況で、大体全小学校は平均で6.3回、それと教員数で2.6回、支援員では1.6回ということで、まだまだ小学校の中でばらつきがあり、平均としてはその程度の回数となっています。

大迫委員長

丸毛文化課長

丸毛文化課長

学校図書館活用事業の学校司書の配置による効果、成果についてお答えします。学校の担当の先生からアンケートをとらせていただいています。その回答では、司書の配置によって、その専門性を生かした書架の配置がなされているということで、非常に図書館の中の資料が整然となって、「使いやすくなった」という声があります。また、専門職がいるということで、先生方とのコミュニケーションの中で、例えば、特集コーナーを組んだりですとか、本の紹介をしたり、リクエストを受付けたりという事業を行っておりますので、「本に興味が出てきた生徒がいるように思います」というご回答もいただいています。また、「昼休みに来館する生徒が増えました。ポップも見やすく綺麗に表示されているので、好評です。ありがとうございます」というようなご意見をいただいております、少しずつではありますが、そういうような形での学校からのアンケートの回答をいただいているところです。

大迫委員長

棚田社会教育課長。

棚田社会教育課長

学校支援地域本部についてお答えします。スキーの補助員については、授業補助員と同格に扱っています。

それと、元気フェスティバル、この事業については、実行委員会を設置して参加する皆さんが自分たちで作り上げるというような形で、事業を進めてきているものです。準備・撤収についても、ご指摘いただいた通り、皆さんで準備をして撤収をしているという状況です。準備・撤収の状況から考えると、パネル等々については委託事業者がやっているんですが、総合体育館はどうしてもマットを敷いてやらなければならないというのが、一番の重労働かなと考えています。できるだけたくさんの皆さんに参加をいただいて、負担を

減らしながら進めてきている状況で、今のところそういうような流れで続いています。

大迫委員長

櫻井学校教育課長。

櫻井学校教育課長

放課後子ども教室事業についてお答えします。放課後子ども教室は、委員がおっしゃった通り、今現在は大曲小学校でモデルケースとして実施しています。夏・冬休み以外は原則水曜日、水曜日が先生方の職員会議の日が多いということで、おおむね 5 時間授業ということになっていますので、この日を主に活用して、大体 2 時過ぎくらいから、1 時間程度の指導を行っています。指導の内容は、昨年は小学校を低学年と高学年の 2 グループに分け、例えば、低学年が教科の活動を行っている間は高学年が体育館でスポーツ活動、運動活動を行い、翌週はその逆というような形で指導を行っています。これは人数の関係もあって、全員の教科活動、全員の運動活動というのがスペースの問題もあって難しいものですから、こういった形で分けて指導を行っていました。昨年やってみて、やはり参加する児童が低学年の児童のほうが多いということで、高学年になりますといろいろスポーツ少年団ですとか、習い事ですとかいろいろなことがありまして、参加人数が減るということがあって、低学年高学年を 3 年生まで分けてしまいますと、ちょっと人数のほうに偏りがかなりあったということで、今年度から小学校 1、2 年生を 1 グループ、3 年生から 6 年生までを 1 グループということで分け方を変えて、人数の均衡を図るようにしています。指導体制ですけれども、教科指導は教員 O B の方を中心に、国語と算数で子どもたちにドリル等やって分からない点、疑問な点を教科指導にあたる方に聞いてもらうというような形で指導しています。体育指導は、専門の指導の方をお願いをして、例えばなわとびですとか、そういった形のもので子どもたちの体力向上ということを目的として、体育活動を行っているところです。

大迫委員長

櫻井教育部次長。

櫻井教育部次長

文化部の活動大会への助成の関係の内容なんですけれども、地区の予選大会を経まして出場した場合、交通費、宿泊費、参加負担金を全額支給して、借上げのバス代もその中に含まれているという形になっています。それと、小中学校の音楽の集いの関係ですが、決算書でいいますと 209 ページの学校教育団体活動支援事業 443 万 9 千円という形になっているんですが、この中に広教研への補助金がありまして、その中に音楽の集いに係る経費も含まれて補助している内容になっています。

大迫委員長

川口学校給食センター長。

川口学校給食センター長

アレルギーに関する講演会についてご答弁します。アレルギーに関する講演会は、平成26年度に初めて試みたところです。これについては、食物アレルギーに対する理解と対応について、再認識するということを目的として実施したところです。対象は、市内在住者であればどなたでも参加が可能という形で、広報等で周知いたしたところですが、新小学校1年生の入学を控えている子どもを持つ保護者の方々、また小中学校、高校生においてアレルギーのお子様を持つ保護者の方々に出席していただけるよう、各学校を通じ、これらの方々に周知をしたということです。

大迫委員長

水口教育部長。

水口教育部長

学校給食のホームページの更新の部分ですが、地産地消の取り組みの状況は、26年、27年同様に行っている状況です。米については北広島産のななつぼしを使用している状況です。野菜についても農業協同組合と地元農産物の購入契約を締結し、購入している状況です。ホームページの更新は、怠っている状況でございますので、すぐに更新したいと思っております。

大迫委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

では、再質問いたします。一つ目の質問で、タブレット導入の成果ということで、お答えいただきました。タブレットは持ち運べるというのが一番のメリットというか、特徴かと思いますが、その持ち運ぶメリットを生かした新たな使用方法などの報告というか、成果まで聞いていましたら、お聞きしたいと思います。

三つ目の質問で、遠征に関する費用ですね。音楽や芸術分野で活動している場合の助成ということで、西部地区の主に小学生で、リコーダーのサークルで活動している団体があります。活動の様子が新聞に載って、皆さんも見たことがあると思うんですけども、その時には在籍する小学校名と学年など掲載されますよね。出場の遠征費用は、保護者の負担が多く、ほとんど保護者が負担ということで、一方で入賞にエントリーしても、出場枠を得ても、費用のやりくりが難しい家庭の子どもは、遠征を断念せざるを得ないという実

態もあると聞きました。子どもたちの全道、全国大会での活躍は学校・地域・住民に活性化をもたらし、保護者負担の軽減という視点はスポーツを含め共通であり、子どもたちの将来への健全育成においては、そのジャンルに線を引くべきではないと思います。現在取り組んでいる支援や補助について、対象分野を拡大し、多くの子どもたちの未来を応援する仕組みづくりを検討できないのかお伺いします。

4点目の質問で、冬のスキー等授業の補助員のことですが、市内小中学校の冬のスキーなどの授業の実施状況ですね、実施していない学校もあると聞いたことがあるんですけども、その実態についてお伺いします。

5点目の元気フェスティバル連携事業で、マット敷きが大変ということで、私もマット敷きをしたことがあるんですけども、大変重く本当に重労働だと思います。道都大学と連携協定を結んだということで、大学生のボランティア活動やインターンシップに組み込むなど、対策の一つとして検討を進めることができないのかお伺いします。元気フェスティバルのステージ出演団体で、今年道都大生とコラボしてダンス発表が行われていたというサークルもありました。大学生や市民の間で、お互いの存在や連携協定を実感できる機会にもなると思いますのでその点についてどうなのかをお伺いします。

6点目の放課後子ども教室事業について再質問です。現在は1カ所での開設で次年度からもう1カ所増える計画の記載の数字を拝見しました。今後の事業の予定といたしますか、展望があればお伺いします。

7点目の食に関する講演会についてです。アレルギー対策は、保護者と子ども本人の認識と、注意はもちろん本人たち持っていることと思いますが、万が一、何かの拍子で口に入ってしまった場合、アナフィラキシーショック等命に関わる事態も起こりえます。成長とともに、子ども一人での行動範囲も変わりますし、やはりリスクを減らすには周囲の友達やその保護者の理解と協力が広がるのが不安軽減にもつながると考えます。私も、子育て支援の現場で食物アレルギーを持つ子どもの保護者同士で地道な周知活動をしているお母さんたちも見てきました。少数であってもアレルギーを持つ親子が安心して地域で暮らすために必要とする企画として、講演会を進めていただけるよう、これは要望としてお伝えします。

9点目の音楽の集いについて再質問です。昨年の秋の音楽の集いの開催の後、地域の中学生の数名から、お金がないから来年からなくなるというのを学校で聞いてきたという話が出たんです。それは興味本位とかではなく、やはり残念な意味で、心配した気持ちでの話題だったんですけども、開催の継続について、なくならないと思うんですが、一応確認のためお伺いします。以上です。

大迫委員長

櫻井教育部次長。

櫻井教育部次長

今回のタブレットの導入は、コンピューター教室の部分全てをタブレットにして、普通教室等に持ち込む際にタブレットと同時に無線 LAN の転送装置も持っていくと、そこから無線 LAN につながる形にしています。例えば、体育館に持ち込んだら、無線 LAN でつながる状況になっているのでその中でいろんな使われ方をされているんですが、例えば、西の里小学校ではタブレットを持ちながら、これは各班で 1 台ずつという形になっておりますので、4~5 人のグループで何台かだと思えますけれども、学校周辺を散策しながら記録をとって、戻ってきて互いにその発表をし合うですとか、大曲小学校では学級で話し合っただけで大曲自慢ということで、それぞれのグループで例えば、グーグルマップを検索をしながら、夢プラザの周辺の状況調査をしてアクセスマップを作ったりということで、いろんな面で、持ち出した状態の中で、活用が図られているかなと考えています。

大迫委員長

丸毛文化課長。

丸毛文化課長

青少年の文化活動における全国、全道大会の出場に関して、何か支援を、ということでしたが、現在その内容について、近隣の市町村で行っている状況等を調査研究させていただいているところです。今後は、関係する附属機関等の皆さんからのご意見を伺うなど、その内容について進めたいと考えています。特に、社会教育活動における青少年の文化活動を振興するという部分では、大変重要な部分かと思っておりますので、その内容を含めて、どのような方向で進めていったら良いのかということで、内容を進めてまいりたいと考えています。

大迫委員長

棚田社会教育課長。

棚田社会教育課長

まずは、スキー授業は全部の学校でやっているという状況です。

それと、元気フェスティバルは、今年度 3 名の大学生がインターンシップで参加をしていただいて、ご協力をいただいたところです。また、道都大学については、過去にも参加をいただいたこともあります。近年、ここ数年、道都大学さんにも確認をしているんですが、どうしても夏休みの期間とか、そういう関係から参加できないということを伺っています。先ほどのご質問でもありましたが、元気フェスティバルは、マンネリ化ですとか高齢化、こういうことについては確かに時代背景も含めて問題になっているところです。今後、私どもとしては、若い団体の参加、それと色々な形の中で若い皆さんとの連携を構

築していきたいということを考えています。

大迫委員長

鹿野教育部次長。

鹿野教育部次長

訂正をさせていただきたいと思います。スキー事業については、西の里中学校では、現在スキー事業は行われておりません。数年前からスキー事業をせず、グラウンドで、雪の中でスポーツをするなど、雪に親しむ活動を行っているところであります。

大迫委員長

櫻井学校教育課長。

櫻井学校教育課長

放課後子ども教室についてですが、国では放課後子ども教室の、拡大の方針を出しています。こういったことを受け、私どもとしましては、今現在やっています、大曲小学校から、市内他地区へ拡大ということで考えてはいるんですが、やはり、なかなか指導をしていただく方を見つけ出す、特に教員免許を持った方でこういった指導をできる方、人材の発掘というところがなかなか難しいところ、それと、ほかでやるにしても日程をどうするか。例えば、大曲小学校と同じ水曜日という設定をほかのところでもしてしまうと、体育指導に当たる方も、これもやはり人数に限られているという部分もあり、日程の設定の問題、そういった課題はありますけれども、私どもとしては、市内のほかの地区でも放課後子ども教室を行いたいと考えています。

大迫委員長

櫻井教育部次長。

櫻井教育部次長

最後にご質問いただきました、秋の音楽の集いがなくなることはないです。一応、昨年バス台の借上料金が上がったということで、予算的に厳しいことから言われたのかもしれませんが、その分については増額をして補助しておりまして、なくなることはないということで考えております。

大迫委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

では、再々質問ということで、音楽や芸術分野での活動の助成というところでは、これからまとめていかれるであろう、総合戦略の基本目標の一つに、子どもを産み育てたいという希望を叶えるというのがあります。やっぱり子どもの育ちを支えるまちとして、こういう助成で育ちを支えるというのは、まちのPRの大きなポイントにもつながると思いますので、ぜひ前向きに検討を進めていただきたい、これは要望とします。以上です。

大迫委員長

ほかにご質問ある方いらっしゃいますか。尾崎委員。

尾崎委員

1点だけちょっと確認したいというか教えてもらいたいことがあるんですけども、島松の駅通所の入場料が、今回32ページの成果報告書の中で34万4千円の収入がありましたということで、あるんです。文化財保存活用事業というところなんです。これなんですけれども、ある日、私がそこに行ったときに、親子連れの家族の方がいまして、子どもは無料だったんだと思うんですね。大人も入ろうと思ったら、「おいおい金取られるんだぞ、ここ」と、ちょっと子どもたちだけ、「お前たちだけ見にいつてこい」という感じの会話があつて入ってきたんです。出てきたら、「どうだった」と。「暗いだけだった」というような、率直な感想だと思ったんです。その時に私が感じたのは、「そうだよなあ。うちでは大切な文化財なんだけれども、よそから来た人たちが観覧料を払いながら見せる施設なのかな」という疑問が湧きまして、これぐらいの収入だったら、どうなんだろう、無料でもっと中を見てもらって、こういうものがあるんですよというような、そういう逆転の発想はできないのかなと思います。

もう一つは、知新の駅は今無料ですよ。あれだけいろんな設備を整えて、これを無料にしておくというのはいかがなものかなと。というように、またその逆の発想なんですけれど、その辺いろんなお考えあると思いますので、ちょっと解説していただきたいなと思います。

大迫委員長

小島エコミュージアムセンター長。

小島エコミュージアムセンター長

まず、旧島松駅通所の入場料について、大人200円、子ども100円ということで、団体の場合は少し安くさせていただきます。それを徴収する形で運営をずっとしてきているところです。子どもさんにとって、難しい印象は確かにあったかもしれません。それから、明るい夏の日に中に入りますと、真っ暗に感じるかもしれません。そういったところを、

なんとか丁寧な分かりやすい解説でフォローしながら運営してきているところです。中身のガイドについては、管理委託をしています、シルバー人材センターの詳しい方が交代でついているんですけども、お客様から要望があれば丁寧な解説、ユーモアを交えたような解説をしているところですので、この形でしばらくの間の続けることができればというふうに考えているところです。

知新の駅については、展示をしているだけの施設ではなく、ビジターホールですとか、ライブラリー、ミーティングルームなど、そこで地域遺産などに関連するグループがミーティングをしたり、あるいは航空写真を足元に見ながら、いろいろまちのことを考えたり眺めたりとか、そういったことができる施設として考えていますので、いつでも、どなたにでも来ていただきたいという発想であります。ですから無料でオープンしたところです。

大迫委員長

尾崎委員。

尾崎委員

おかげさまで、すんと落ちました。ありがとうございます。ただ、駅通所なんですけども、夏場でも雨戸が昼間閉まったままというか、外から見るとそういう感じですよ。あれは本当に現地を見る人にとっては、雨戸が閉まった状態で昔からこうやって住んでいたのか、というような印象はすごく強いですよ。むしろ、雨戸は何のためにあるのかというようなことで、夏場は開けて展示するというようなことは考えられないのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

大迫委員長

小島センター長

小島エコミュージアムセンター長

旧島松駅通所の道路側の雨戸、それから池の側にも雨戸が4枚あります。雨戸の開け閉めについては、日々の管理をお願いしているシルバーの方に判断していただいているところです。ただその中で、夏場はどうしても砂ぼこりが畳の部屋に入っていくですとか、季節によっては虫がたくさん入ってしまうといったこともございまして、また一つは、雨戸自体の痛みも少しあるものですから、あまり頻繁に開け閉めすることはどうなのかというご意見も管理のほうから聞いているところです。いろいろな状況の中で、開ける日があったり、あるいは閉めておいたほうがいい、雨戸を開け放すことがふさわしい時期があったり、あるいは閉めておいたほうがいい天気があったりと、そんな状況の中で判断して行くことになるかと思えます。例えば、昨日、それから一昨日秋のライトアップをさせていただいておりますが、5時から7時まで、無料で中に入れる状況にしながら、雨戸は開け放し

たところ、非常にたくさんの方が足を止めて、中を見学していただきました。雨戸の開け閉めなども、効果的に使っていければいいなと感じているところです。

大迫委員長

ほかにご質問ある方。稲田委員。

稲田委員

ページが 33 ページ、社会教育課の市民スポーツ活動推進事業にあたるかと思うんですけども、総合体育館に筋力トレーニングをする機械が備えられております。それで、あそこに通っていらっしゃる方が非常に憂いておられて、「機械の使い方を間違っ使ってる方もいて、あれでは逆効果になるし危険だ」という声が届きまして、何でも、滝川市の場合が高齢者の体力づくりに筋肉トレーニングが非常に効果を上げているということで、あそこに指導員の方を置いていただければと思いますかどうか。

大迫委員長

棚田社会教育課長。

棚田社会教育課長

総合体育館のトレーニング室は、NPO 法人北広島市体育協会に指定管理として委任をしていますが、ここにスポーツトレーナーという指導員がおります。窓口のほうでおそらく対応がされなかったことがたまたまあったのかなという感じがいたしますが、指導員はおります。

大迫委員長

稲田委員。

稲田委員

行かれた方が承知してなかったということですが、あそこのトレーニングセンターのところに何かちょっとわかるような掲示物でも置いていただければありがたいかなと思います、いかがでしょうか。

大迫委員長

棚田課長。

棚田社会教育課長

現状の確認をさせていただいて、そのように対応したいと思います。

大迫委員長

ほかにご質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

大迫委員長

以上で、教育費の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 14 時 25 分

再 開 14 時 27 分

大迫委員長

休憩を解き、再開いたします。

次に、下水道事業特別会計の質疑を行います。

質問ある方いらっしゃいますか。山本委員。

山本委員

下水道事業について 6 点ほどお聞きしたいと思います。まず一点目は決算書の 292 ページですけれども、繰入金のところなんですけれども 8 億 7 千万円ほど減額補正されているんですけれども、おそらく補正ですので補正された時には説明されていると思うんですけれども、改めて減額補正している理由をお聞かせいただきたいと思います。

それから 2 点目なんですけれども、下水道の事業財政計画を見ますと、歳入の公債費、これは財政計画の総括の 8 ページになりますけれども、一般会計繰入金として公債費が入っております。公債費が二つに分かれている理由がちょっとわからなかったものですから、教えていただきたいと思います。

それから三つ目なんですけれども、決算書 301 ページの下水道施設長寿命化計画策定事業がございますけれども、この策定事業については、26 年度事業で策定されているのかどうか。策定しているのであれば、具体的な内容を、主な内容で結構ですので教えていただきたいと思います。まだ策定されないのであればいつ策定されるのか教えていただきたいと思います。

4 点目は長寿命化計画とも関連すると思うんですけれども、297 ページの管渠の更生事業ですけれども、管渠の更生の、付け替えていく基準といいますか、何年ぐらいで更新していく計画なのかということをお聞かせいただきたいと思います。

5 点目は同じく下水道の雨水管、汚水管の整備事業、これは 299 ページだと思うんですけれども、この整備計画、1 億 7 千万ほどございますけれども、これも同じくどういう整備基準で計画しているのかということをお聞きしたいと思います。

次は6点目、下水道処理センターの整備事業299ページですか、3億6千万円計上されていると思いますけれども、この整備事業の具体的な内容と、耐震工事が何かを建物でやっていると思うんですけど、その事業なのかどうかわからないんですけども、この事業というのが26年度なのか、それ以降も続くのかというところを教えてくださいたいと思います。

それから次で最後ですけども、この下水道会計なんですけれども、これは今現在特別会計で行われていますけれども、公営企業会計に移行すると聞いておりますけれども、移行するというのであれば、いつ移行するというところで、具体的な検討スケジュールですとか、検討手法が分かれば教えてくださいたいと思います。

最後に、この下水道会計なんですけれども、一般会計から繰り入れをして収支を均衡させている状態ですけども、公営企業会計になったときにはこうした一般会計からの繰り入れとか、そういうものはどういう扱いになっていくのかというのを教えてくださいたいと思います。以上です。

大迫委員長

藤縄下水道課長。

藤縄下水道課長

まず、昨年度の繰入金の減額補正ですが、昨年の12月議会に、センターの維持管理費の減額補正を行っています。その歳出の減額に対する歳入の減額ということで、繰入金の減額を行っております。

次に、長寿命化計画についてですが、平成26年度に管渠長寿命化計画というものを策定しています。これは、平成26年度単年度で完了しています。これは、管更生の基準というものにもつながるお話かと思いますが、現在国で国庫補助事業といわれる、交付金事業ではこの長寿命化計画を策定することが採択の要件になっています。したがって、平成26年度に、管渠長寿命化計画を策定した内容に対して、緊急性のあるものから順次管渠更生を実施する予定となっています。続いて、その管渠更生の基準については、補助事業の対象となるには、原則として処分制限期間を超えているということが一つの要件となっています。現在、当市の管渠は、処分制限期間50年を超過し、さらに管渠の痛みの著しいもの、これを優先的に管渠更生を実施することとしています。

次に、公会計についてご説明します。下水道特別会計でただいま行っていますが、公営企業会計については本年度企業会計へ向けての委託の相手先についてプロポーザル方式で決定をして、30年の3月までの工期で委託をかけています。公営企業会計は、31年の4月に実施を予定しています。

また、その際の一般会計からの繰入金についてですが、一般会計からの繰入金については、汚水は私費、雨水は公費という基準があります。この基準にのっとりまして、雨水については現在も一般会計から繰り入れていただいているのと同様に、一定のルールのもとで、

公営企業会計に移行した後も、一般会計からの繰入金は、持続するものと考えています。

次に、下水処理センターの整備事業の内容については、昨年度、下水処理センターの整備事業については、汚泥乾燥機等の改修工事、これは耐震工事を25年度からの繰り越し事業で完了しています。そのほか、下水道センターの場内整備工事、それから汚泥乾燥機設備更新工事、これは現在も債務負担行為で本年度も実施しています。それから、汚泥乾燥機等の電気設備更新工事、汚泥貯留槽攪拌機更新工事、以上を実施しています。

次に、下水道関係整備工事の内容については、道路の改良工事に合わせ、大曲すずらん1号線道路改良工事、これは道路の改良工事に合わせまして、雨水管の整備を行っています。また、大曲新光1号線、それから、すずらん20号線、この2路線についても、土木の改良工事に併せて雨水、または雨水汚水の管渠整備を行っています。そのほか、大曲ポンプ場の電気設備更新工事、それから西の里ポンプ場の電気設備更新工事、もう1件、西の里の污水関係の施設工事、これらの工事を管渠整備費として実施しています。

大迫委員長

山本委員。

山本委員

まず、長寿命化計画の策定事業なんですけれども、この長寿命化という言葉でいきますと、私も誤解したのかもしれないんですけれども、現在の更新設備の、管渠ですとか、そういうものを長寿命化するために、更新の期間を長くする計画なのかなと私は思ったんですけれども、国庫補助の条件として、50年を超えて著しい劣化があるものをとということなんですけれども、現在はそういう基準でやられているわけではないんでしょうか、それが1点です。

それから、もう一つは、下水道の整備事業ということで、ご説明いただいた中では、道路の整備計画と合わせて行われているということなんですけれども、下水道の雨水管・汚水管の耐用年数と道路の補修工事とは必ずしも一致しないのではないかと思うんですけれども、そこら辺の下水道の整備に当たっての整備計画なり、整備基準というものは一体どうなっているのかというのをお聞きしたいと思います。

それから、歳入の減額補正については歳出の減額なので、歳入を合わせて減額したということなんですけれども、歳出では具体的にどのようなことで年度途中での減額補正をされたのか、歳出面での説明をお伺いしたいと思います。以上です。

大迫委員長

平川下水処理センター長。

平川下水処理センター長

それでは、歳出の減額について説明をしたいと思います。こちらは、まず下水処理センターの減額補正ということになりますけども、決算書の298ページにあり、3,274万5千円という内容になっています。こちらは、新たに平成25年から、し尿浄化槽も含めた3種混合処理をやるための予算作成ということで、予算を作ったのが平成25年。この段階では、実績がわからない状態での、予算策定ということになっていました。そのため、し尿を含めたものを処理センターで処理すると、浄化槽へ投入する汚泥の性状が変わり、中で活動する嫌気性細菌の働きが落ち、処理が悪化するということを想定した中で、予算を策定したものです。実際には26年度の予算を執行して、現実には25年の冬期間のデータもわかったので、この段階で減額できるという判断のもとに減額をしています。内容的には、燃料費が1,555万2千円、もう一つは薬剤費ということで1,719万3千円という内容になっています。

大迫委員長

藤縄下水道課長。

藤縄下水道課長

それでは整備基準について答弁します。整備基準は、基本、長寿命化計画の中での50年経って処分制限期間を超えているものが対象になります。ただし、昨年度、道路改良にお付き合いして整備したのは、管渠の更生ではなく、新規に雨水管・污水管を整備する事業でしたので、管渠更生の事業とはちょっと違います。一方、管渠更生の話になりますけれども、基本、長寿命化計画の場合は、今ある資産をできるだけ長期に利用することを目的に、計画を立てていますが、中には維持管理をしながらでも、どうしても50年持たない下水管も出てきます。そのものについては、長寿命化計画の中で位置付けをすることによって、ほかのところに影響を与えない範囲で、管渠の長寿命化を図ることが可能となるので、これらについては長寿命化計画の中に位置付けをして、改築更新を行っていくことになります。したがって、先ほど説明しました、道路工事に合わせて布設する新規の場合と、下水道布設から相当年限経って、長寿命化かける路線の事業とは、少し条件が異なっている状況です。

大迫委員長

ほかにご質問ある方いらっしゃいますか。鶴谷委員。

鶴谷委員

私からは1点質問させていただきます。決算書299ページ、報告書では56ページ、事業場排水監視事業について伺います。事業評価書を見ましたところ、近年、毎年よう

に違反事業場が 20 から 30 件ほどある記載を見ました。その違反内容についてお伺いします。

大迫委員長

藤縄下水道課長。

藤縄下水道課長

昨年度、事業場排水の監視については、50 カ所を調査しています。そのうち基準値を超過したものは、34 カ所ありました。内容については、ほとんどがノルマルヘキサンという、いわゆる油です。油の値が超過しているところがほとんどだったと記憶しています。

大迫委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

では、再質問します。毎年件数があるというところで、違反の常習という言い方が適しているかはわからないんですけれども、毎年同じ事業所が違反しているのかどうかについてお伺いします。

大迫委員長

藤縄課長。

藤縄下水道課長

何カ所かについては恒常的な違反をされている事業所があります。

大迫委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

わかりました。恒常的な事業場というところで、こちらへの改善についての対応は、市で直接指導対応しているのでしょうか。また、改善した事業場の場合の改善に要した期間は、すぐに改善されるのは大体 1 年度以内でしょうか、お伺いします。

大迫委員長

藤縄課長。

藤縄下水道課長

ノルマンヘキサン、いわゆる油の値が超過している事業所については、グリーストラップという油の流出を抑える装置がありますが、その管理不備がほとんどだと記憶しています。従って、清掃ですとか、しかるべきメンテナンスをするとほとんどのところは改善されていると思います。ただし、大規模店舗になると、なかなか簡単に清掃だけでは排水水質を良好に保つことが難しいので、場所によっては長期的な装置の改善ですとか、改修などについても相談いただいていますので、そこについては市として対応しています。なお、先ほどご質問の中で、市で対応しているのか、指導しているのかというご質問があったかと思いますが、市のほうで指導については対応しています。

大迫委員長

ほかにご質問ある方いらっしゃいますか。

(「なし」と呼ぶものあり)

大迫委員長

これで下水道事業特別会計の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 14 時 49 分

再 開 14 時 51 分

大迫委員長

休憩を解き再開いたします。

次に、議案第 16 号 平成 26 年度北広島市水道事業会計剰余金処分及び決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。

質問ある方いらっしゃいますか。山本委員。

山本委員

質問させていただきます。まず、3 ページの資本的収支のところなんですけれども、下の中期に 3 億 4,852 万円が不足しているということで、過年度分と当年度分の損益勘定留保資金から支出しておりますけれども、この資本的な支出に対しては、通常公債費で収入を補うという形がとられるわけなんですけれども、この損益勘定留保金から支出している理由。なぜ公債費から収入をとらなかったのかということをお聞きしたいと思います。また、損益勘定留保金の原資、そもそもこれは、使用目的としては何を目的として積み立てられていて、26 年度末で現在高はいくらになっているのか。貸借対照表の項目としてはどこに計

上されているのか、お聞きしたいと思います。

それから、資本金の 9 ページの余剰金の(2)の利益剰余金の中の口に、利益積立金というのが4億9千万円ございますけれども、これは何に使う目的で積み立てられているのか、お伺いします。

それから次に、11 ページの大きな皿の、減損損失の説明がございまして、減損損失としては、今期、青葉浄水場跡地を2億1,277万円を減損損失として計上しているわけですが、この青葉の浄水場敷地についてはこの減損損失で使わないということで処理しているわけですが、現在どのような状況になっていて、これは将来的にはどうするつもりなのかということをお聞きしたい。

その次に、年間の総配水量、18 ページの D のところに書いてございますけれども、年間総配水量と E の年間総有収水量、それぞれ数字が書かれていると思うんですけども、総配水量が総有収水量を上回って、減少している無収の配水量が大きく減少した理由を教えてくださいということと、そういう、有収の水量が減少している中で、19 ページの営業収益、給水による収益が増加しているんですけども、そこら辺の営業収入が伸びている理由を教えてくださいと思います。

次に、24 ページのその他の営業収益の加入金1,594万3千円が、水道収益の収益として計上されているわけですが、昨年度の、25年度の加入金については、資本的収入に計上されていたわけですが、加入金が資本的収入から収益的収入に移った理由を教えてくださいと思います。

次に、28 ページの1番下段に資産減耗費というのが1,426万9千円計上されておりまして、29 ページを見ますと、固定資産の除却費という形で計上されています。先ほどの、当初これは青葉の浄水場なのかなと思ったんですけど、金額も違いますし、その下の特別損失の減損損失のところに、青葉浄水場の固定資産の減損の計上がされているので、それ以外にまだ固定資産で除却をする、まだ使用できる財産を廃棄するという処理をした資産があるということで計上されているわけですが、それは具体的に何なのかというのを教えてくださいと思います。

それから次に、35 ページですけども、35 ページには現在借りている企業債の明細書の一覧が書かれているわけですが、一番古い公債については、平成7年に借入れを始めているもの、7年8年という非常に長い期間の償還を行っているわけですが、この利率を見ますと、現在4.65の利率、あるいは3.25とか、そういう利率で償還していると思うんですけども、現在、企業債の繰り上げ償還を行うと償還の手数料がかかってくるということで、なかなかその繰り上げ償還ができないと聞いておりますけれども、具体的に企業債の繰り上げを行った場合の手数料というのは、過去に計算されたことがあるのであれば教えてくださいと思います。というのは、この低金利の時代に、多額の未償還金を高金利で返していくというのが、果たして財政上いいのかどうかというところの検討が必要だと思うんです。そういう意味で、国のほうでも、手数料なしで償還させるとい

うことも過去にはあったと思うんですけども、現在はそれには当てはまらないということ、繰り上げ償還をする場合には手数料がかかってしまうということになるわけですけども、もしそのところが検討されていけば、手数料の金額、繰り上げ償還が有利なのかどうかというあたりの検討があればお聞かせ願いたいと思います。

それから次に、37 ページ参考資料のところですけども、ここでは37 ページの中段に有収率という項目がありまして、平成26年度は91.5%の有収率ということで、25年度の90.3%から上がっておりますし、全国平均では90.1%、同じような人口規模のところは87.6%ということなので、北広島市としては、この有収率は比較的良いほうだということが見ることができるわけですけども、一般的に、この有収率というものの目指す基準と申しますか、そういうものがあれば教えていただければと思います。そういうものを目指してこれから有収率の向上を図っていくということも含め、考えることができると思いますので、そこら辺のところに分かれれば教えていただきたいと思います。

それから、39 ページ。39 ページについては基本水量の調べということで、水道水を受けている、石狩東部広域水道企業団からの受水の計画が載っているわけですけども、これと関連して、漁川水系と千歳川水系の受水計画というものがあって、千歳川からの受水が始まるというふうになるわけですけども、水道事業の財政計画を見ると、これによって年間1億数千万円の負担が新たに増えるというふうになっているわけですけども、このそれぞれの受水量とか、今の現状で私は十分足りてるといふふうに今考えておまして、新たな千歳川水系からの受水は全く必要ないというふうに考えておりますけれども、なぜそういう形で受水を受けることになったのか、そこら辺の経過も含めて教えていただければと思います。以上です。

大迫委員長

遠藤業務課長。

遠藤業務課長

まず第1点の、3 ページの内部留保資金の関係ですが、基本的には資本的収入が支出額に対して不足する額については、企業債で対応するというよりも内部留保資金で対応するのが原則となっています。企業債を借りることも可能ですけれども、最終的に利息がかかりますので、現金に余裕があり、借りないで済む状況であることから、内部留保資金を充てているところです。

それと、9 ページの利益積立金4億9千万円ですが、これは過去の利益を積み立てたもので、この積立金を何に使うかといいますと、今後赤字になったときにその赤字を補てんするものです。その他の積立金は、減債積立は企業債償還に充てる積立ですし、建設改良積立金は資本的支出が不足した時に、取り崩すための積立金ということで目的が決まっていますけれども、この利益積立金は、収益的収支が赤字になったときに補てんする積み立てと

いうことになっています。

それと 11 ページの減損に関してですが、今回の減損については、こういった形で青葉浄水場の敷地と施設ということで分けて計算しています。土地については、現在使われているのが資材置場ということで年間 50 万円程度の収入があります。この減損については、今後のキャッシュフロー、つまり、いくらお金が入ってくるかということですが、その金額と現在の帳簿価格とを比較して判断します。年間 50 万円のお金が入ってきまして、基本的には 20 年で計算してますので、今後のキャッシュフローが 1 千万円。それと、その後に売却することも可能ですので、この売却した金額も加えて帳簿価格と比較するというのが基本になっています。売却金額の見積もり額は 2 億 6,500 万円ですが、建物の解体工事費、これが 2 億 1,500 万円かかるので、差し引き 5 千万円程度の利益になります。それで、この売却予定額 5 千万円と、先ほど言った今後 20 年間使う際の、キャッシュフロー 1 千万円を足しておよそ 6 千万円になりますが、青葉浄水場の帳簿価格 3,100 万円を上回るので、減損に値しないということで減損損失はしていないところです。一方、建物については、全くキャッシュフローを生み出していませんので、まだ減価償却をしていない費用を一斉に前倒し、減損損失として計上しているところです。

それと 18 ページの有収水料が減った理由ですが、有収水量というのは配水した水の中で、料金として回収された分のことを言いますが、北広島市の場合、84%が家庭用の水道料金です。給水人口が減った減少した影響で有収水量が減っていると考えられると思います。

次に、19 ページの営業収益が増加した理由ですが、後ほど答弁させていただきます。

それと 24 ページの加入金ですが、加入金についてはおっしゃるとおり、平成 26 年度から 4 条予算から、3 条予算に振り替えています。この加入金については、各市町村によって 4 条予算で計上したり、3 条予算で計上していますが、平成 27 年から千歳川系の受水費が発生しますので、これらの費用負担に充てるべく 3 条予算のほうに振り替えているところです。

それと 28 ページの資産減耗費ですけれども、細かな内容は施設課長が答えますが、この固定資産除却費というのは現金支出を伴うものではなく、減価償却を行っていない帳簿上の費用です。仮に資産が最終的に耐用年数まで持ったとしても、減価償却の計算というのは残存価格がありますので、除却費は必ず発生します。

それと 35 ページの加入金と企業債です。企業債については、おっしゃるとおり、例えば、我々が住宅ローンとかを借りて早めに返すとその利息分が軽減されますが、企業債の場合は、保証金といった形で支払うことになりますので基本的に早めに返すメリットは全くないんですけれども、平成 19 年度において臨時特例措置ということで、企業債利息が 5%以上のものについては、この保証金を支払わずに繰り上げ償還できるという制度がありました。本市水道事業においては、多少は財源的に余裕があったことから、借り換えではなくて、5%以上の企業債をこの時点で全て返しているということになります。この制度はメリットがありますが、北広島市単独で国に要望してもなかなか実現しませんので、日本水道

協会を通して、制度を復活するよう要望を上げているところです。

それと 37 ページの有収率ですが、理想は 100%ということになるかと思いますが、この有収率の残りの分 8.5%、これについては大部分が漏水です。漏水を完全になくすのは理想ですけれども、なかなかそういった状態になっていません。どの程度の有収率が理想かというのはなかなか難しいところですが、現在のところ、最大限努力して、91.5%という数字になっているところです。

それと 39 ページの今後の新水源である千歳川系の話ですが、これもおっしゃるとおり、今の給水人口の推計では、千歳川系の水を使わなくても可能であるという形になっています。その経緯をお話ししますと、シューパロダムは平成 8 年度から事業に着手して工事を進めてきましたけれども、平成 16 年度に将来の水需要を考慮して下方修正しました。当初は、目標人口 8 万 6,940 人、水量が 1 万 6 千トンということで動き出したんですが、目標人口 6 万 9,530 人、水量を 2,800 トンに下方修正したところです。ただし残念なことにその後も給水人口が減っている状態で、現在は 5 万 8,656 人ということですので、経営的にはかなり苦しい状況になっていますけれども、今後、経費節減ですとか収入を増やす取り組みをして、今後収支を改善していきたいと考えています。

大迫委員長

水道施設課長。

橋本水道施設課長

減価償却費の説明をいたします。水道事業では、老朽管更新事業及び道路改良工事に伴う移設工事をやっております、その工事で埋設されている水道管の撤去は行いませんが、新しい管に入れ替えるということで、既存の残存価格がある水道管を、減価償却費として計上させていただいています。

大迫委員長

遠藤業務課長。

遠藤業務課長

答弁漏れがありました。3 ページの損益勘定留保資金の発生の源泉ということですが、これについては収益的支出の中に、減価償却費ですとか、除却費ですとか、現金支出を伴わない費用があるので、この費用がこの損益勘定留保資金の源泉となっているところです。

それともう 1 点、19 ページの営業収益が増えた理由ということですが、これは先ほど若干触れましたが、加入金を 4 条予算から 3 条予算に移行したことが主な要因です。

大迫委員長

山本委員。

山本委員

今お答えになった、内部留保金からお金があるので支出したということなんですけども、もともとの原資は減価償却費ですから、将来的にはその減価償却のために使う費用なのでここから余ってるから使ってしまうというのは減価償却の概念でいいのかどうかというのが、ちょっと疑問である点なんですけども、そこが1点です。

それからもう一つ、先ほど総配水量が有収配水量を上回って減少している理由というところで、ちょっと私のほうが説明が悪かったのかあれなんですけど、再度質問させていただきたいんですけれども、有収配水量よりも多く総配水量が減少しているんですよね。ということは、無料の無収の配水量が非常に減少してるということだと思うんですけども、その理由は何なのかなというところをお聞きしたかったんです。

それと三つ目なんですけれども、千歳川水系を使わないということはわかりました。ただこれは、人口の算定も含めて、この水道事業にその原因がある支出ではないわけですよ。要するに、行政の政策判断によって、この千歳川水系の受水を受けざるを得なくなったということなわけです。それを今後1億円、事業計画でいくと1億4千万とか、そういうのを毎年払っていくということが起きるわけです。そうするとそれがすぐにではないかもしれないですけども、水道料金に跳ね返ってくるというのは目に見えているわけです。私はこの水道事業の中での原因ではなくて、全くの行政責任。要するにもともとシューパロダムの建設自体についても、国や道の政策的な大きな判断ミスがあったと思いますし、人口の算定については平成19年を境に減少してきているということもありまして、やむを得ないところもあるかもしれないですけども、それにしてもその受水計画については、水道事業にもつぱらよる責任ではないと私は思っております。そういう意味で、これを将来的に水道事業の水道料金の中に加えていくというのは、非常に問題があるというふうに今考えております。そういう意味で、現在この千歳川水系の受水については、当然全く使わないということで必要最小限の利用を進めていくという形になろうかと思っておりますけども、そこら辺のお考えについてお聞かせ願いたいと思います。

大迫委員長

藤嶋水道部長。

藤嶋水道部長

まちづくりの関係でのお話かと思っております。まちづくりの関係で当初の計画よりも施設規模が大幅に下がっていることで、一般会計が既に負担金を払っています。この負担金について説明します。1万6千トンから2,800トンということで、施設そのものが過大なものに

なっており、平成 25 年から、水道料金に反映させないために、一般会計が負担しています。総額は 60 年間で 11 億 4,100 万円。平成 25 年から平成 41 年までの 17 年間で債務負担行為を行っており、これが 9 億 5,667 万 8 千円ということです。この部分は、「石狩東部広域水道企業団の拡張事業に係る当初計画規模施設分の負担に関する確認書」ということで、各構成団体と締結をしまして、その部分について一般会計が企業団へ直接負担をしているということです。平成 25 年の負担金が 5,308 万 5 千円、平成 26 年度は 5,243 万円、今年度は 6,380 万 7 千円ということで、一般会計が負担していますので、この部分は水道料金に反映されないということになります。水道事業は長期的投資事業ということで、一度始まった事業はなかなかやめられないという問題が過去にありました。平成 16 年度に見直しを行いましたけれども、結果的には委員がおっしゃるように、大きく水道事業の経営を圧迫するという内容になっています。そこで、一般会計のほうと見直しをどうするのかということで協議をしていますけれども、まず水道事業は公営企業で、企業というのは独立採算制が原則ですので、水道事業でどのような工夫を図っていくのかということが、まず、第一義的に問われるのかなということで、そういう部分で経費的に、今まで平成 16 年から見直しをいろいろしてきています。特に人員の部分については、大幅に人員を減らして、その中で事業の効率化を図っています。また、今後についても、そういう見直しを行っていきます。経費の節減、効率化を今まで図っていますけれども、それだけでは十分ではないということで、民間企業ですと売り上げを上げなければならないという視点が必要になってくるかと思えます。そこで、平成 27 年度から 28 年の 2 力年にかけて、水道事業経営支援業務委託ということで、大口需要家の実態調査をしながら地下水の利用状況や、今後水道のほうに転換できるのかどうなのか、また、今現在使っている水道の部分をもう少し上げられるのかどうなのかということを含めて今後支援業務委託の中で検討させていただきたいなというふうに考えています。国のほうも、3 力年の財政計画では足りないということで、今後 10 力年程度の事業収支を集計しながら、戦略を立てていきなさい、ということになっていますので、次回の財政計画、29 年度に策定する予定ですが、その時までには、先ほども言いました経営支援業務委託の中で、いろいろ分析等を行いながら、経費の部分と収入の部分の両にらみで対応を考えていきたいなというふうに考えています。そういうことで、独立採算制の部分を生懸命やり、それでもなかなか経済的に難しいということになりましたら、一般会計と相談をしながら、今後どうするのかについて考えさせていただきたいと思っています。

大迫委員長

橋本水道施設課長。

橋本水道施設課長

無収水量が増えたと。それはどういうことかということですが、輪厚工業団地に進出し

た企業の工場が建設されました。工業団地自体はおおよそですけども、約 30 ヘクタール強の面積がありまして、そこに、1 社だけの立地ということになりましたので、飲料水として供給するためには残塩を確保しなくてはいけないものですから、そのために、言い方が悪いですけども、排泥を大量に行って、飲料水として使用できる水量を進出した企業のほうに供給したためだと思われます。

大迫委員長

遠藤業務課長。

遠藤業務課長

最後の質問で、資本的収支の補てん財源である減価償却の話ですが、おっしゃるとおり、減価償却費は現金を伴わない費用ですので、このお金が理論上貯まる形になります。この貯まったお金をもとに再投資をするわけですが、山本委員がおっしゃられているのは、今年度の減価償却費を充てているというイメージかと思えますけれども、この補てん財源というのは、過去から繰り越してきておりますので、お金には色がついておりませんが、補てん財源というのは過年度のものから使用しているということで捉えていただければと思います。

大迫委員長

山本委員。

山本委員

ちょっと説明で私がまだ不理解なところもありますので、その辺のところは個別に聞かせていただきたいと思えます。千歳川水系の受水計画については説明を受けて、当面は水道料金が上がらないという形でお答えいただきましたけれども、ぜひ今後もこうした水道料金を住民に転嫁されないように、なおかつ難しいと思うんですけども、公営企業としてきちんと経営が成り立つという方向を検討していただきたいということを改めてお願い申し上げます。

大迫委員長

ほかにご質問ある方いらっしゃいますか。

(「なし」と呼ぶものあり)

大迫委員長

なければ、以上で議案第 16 号の質疑を終わります。

以上で当分科会の審査の全日程を終了いたしました。

お諮りいたします。

決算審査特別委員会委員長への審査経過の報告については正副委員長に一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

大迫委員長

ご異議なしと認めます。正副委員長に一任と決まりました。

なお、総括質疑を行う委員については通告書を10月20日午後3時までに事務局へ提出願います。

以上をもちまして、決算審査特別委員会建設文教分科会を閉会いたします。長時間お疲れ様でございました。

15時28分 終了

委員長